

平成 2 7 年 第 3 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会  
会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 日 開会

1 8 日 間

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成27年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成27年9月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番	井上昭司	2番	関口ほづみ
3番	徳丸幸夫	4番	浅野利夫
5番	清井浩	6番	田中博治
7番	山形研介		

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

5番	清井浩	6番	田中博治
----	-----	----	------

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長	松村典英	主査	井ノ本純一
----	------	----	-------

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	松本昌親	副村長	吉田裕彦
教育長	矢倉龍男	人事財政課長	菊井佳宏
会計管理者兼 総務課長	中野光二	住民課長	池西昌夫
健康福祉課長	和田博幸	健康福祉課参事	西口美和
まちづくり課長	森田洋文	理事	高橋昭二
施設整備課長	赤阪秀樹	理事	西川浩和
理事	松本賢一	教育課長	北浦秀明
教育課参事	近藤和浩		

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

日程第4 議案第51号 千早赤阪村議会会議規則の改正について

日程第5 議案第52号 千早赤阪村個人情報保護条例の改正について

- 日程第 6 議案第 5 3 号 職員の退職手当に関する条例の改正について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 3 号）  
について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこ  
れに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議  
について
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 動産の取得について
- 日程第 1 1 報告第 4 号 平成 2 6 年度健全化判断比率について
- 日程第 1 2 報告第 5 号 平成 2 6 年度資金不足比率について
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳  
出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入  
歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入  
歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度千早赤阪村水道事業会計決算認定につい  
て

午前10時00分 開会

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第3回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より御挨拶がございます。

○松本村長 皆さんこんにちは。

9月に入りまして、朝夕めっぽう涼しくなってきました。御存じのように村はビクターセンター、庁舎、香楠荘とロープウェイの指定管理と、非常に忙しくなってきました。どの事業をとっても村の将来にとって大切な事業ばかりでございます。長く間違いない運営が大切と考えております。

特に私が大切だと思うのは用地問題でございます。用地の問題が解決すれば村の事業は全て完成と、私は常々思っております。私が村長に就任以来、用地問題でかなりの事業が挫折いたしました。中山間事業もさようでございますし、農面道路も途中でとまっておりますし、分校跡地、いろんな事業が用地問題で暗礁に乗り上げております。職員も用地問題のノウハウはほとんどありません。私はいろいろ苦勞をいたしました。土地の売るのはプロ級でございますが、買収となると素人でございます。これからの半年、1年は職員を総動員して用地問題に取り組む年となると思います。不可能を可能にする努力が必要だと感じております。ぜひ、議員の皆さんも御協力、御支援をお願いいたしまして、もうやっと基金は少し増えましたし、地方創生や過疎指定ということで村が元気になるバックアップ体制を整えました。ぜひ皆さんのお知恵のもと、いい村づくり、元気な村づくりに皆さんの力をおかしくくださいますことを心よりお願いして、私の御挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○井上議長 次に、8月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 去る8月26日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり議案第51号から議案第57号の7議案、財政指標の報告2件、議案第58号から議案第64号の決算認定7議案の16議案でございます。

審議方法につきましては、議案第51号及び議案第56号、議案第57号は、本会議において審議することに決しております。

議案第52号から議案第55号の4議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

次に、報告第4号から議案第64号までの報告2件及び決算認定7議案を一括議題とし、監査結果の報告、報告第4号及び第5号の財政指標の報告を行い、議案第58号から第64号の7議案について、村長の提案理由及び総括質疑の後、決算特別委員会を設置して審議することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日9月1日から18日までの18日間と決しておりますことをあわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番清井議員、6番田中議員を指名いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から18日までの18日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月1日から18日までの18日間と決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の徳丸議員から、組合議会定例会の経過報告がございます。

徳丸議員。

○徳丸議員 平成27年8月19日、第2回南河内環境事業組合議会定例会に参加してきました。その内容の報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催されました。組合事務局から組合管理者、副管理者、組合議会議員異動報告があり、次に、議会運営委員長から、事前に開催された議会運営委員会において運営委員の異動とこれに伴う委員長及び副委員長が選出されたこと、また確

認事項として提出議案は議案書のとおりとし、会期は1日としました。

続いて、事務局から平成26年度一般会計決算の概要、一般持ち込みごみの受け付け等、制度変更及び処理手数料の改正についての説明がありました。なお、一般持ち込みごみの受け付け等、制度変更及び処理手数料表示の改正の主な全協での質疑について、本会議と重複したものについては、本会議のときに説明して、それ以外の質疑を申し上げます。

まず、直接申し込みになることから、どちらの清掃工場にも搬入可能か、持ち込まれる工場間での受け入れ基準が統一されているか、また産廃と認定された場合、対処と行政区域外からの流入対応について質疑があり、答弁として、従来どおり河内長野市は第2清掃工場へ、他の5市町村は第1清掃工場へ搬入いただき、受け入れ拒否等の搬入指導等も統一して行うものとし、あわせて処理困難物等受け入れを拒否する場合でも可能な限り処分先を案内、また搬入申込書による本人確認と改正後の手数料が他の施設と同程度となるから、区域外からのごみ流入は妨げるということであります。

全協の最後の案件として事務局から清掃工場のダイオキシン測定結果についての報告があり、問題はなかったということでございます。

続いて、本会議には10件の提出案件があり、順に申し上げます。

報告第2号は管理者の異動について、報告第3号は副管理者及び副管理者の副市長の異動について、報告第4号組合議会議員の異動について、同意案件2号南河内環境事業組合公平委員会の委員の選任について、承認第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分、承認第4号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて、議案第3号南河内環境事業組合処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について。この案について少し申し上げておきたいと思えます。

前回の改正から約6年が経過していること、過去の改正経過が周辺自治体の手数料価格の動向、持ち込みされる搬入者に処理原価に見合った受益者負担を求めることなどを理由に今回改正するもので、原案のとおり可決されました。改正内容は、激変緩和措置として2段階による改定とし、1段階目として平成27年11月1日から20キログラム未満及び1回当たり1トン以下で20キログラムにつき190円を250円に、1トンを超える場合20キログラム当たり300円を340円に引き上げるもので、2段階目として平成28年4月1日から20キログラム未満を含む全ての区分において20キログラムにつき一律340円とするものです。なお、処理手数料条例の改正に関する主な質疑はありましたが、これは割愛させていただきたいと思えます。

議案第4号平成27年度南河内環境事業組合一般会計補正予算監査報告（第2号）月例出納検査の結果報告について、認定第1号平成26年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について、いずれの議案も原案のとおり可決、承認、報告を受けたことを報告いたします。

以上で簡単ですが平成27年度南河内環境事業組合定例会の報告とさせていただきます。なお、詳しい議事録、資料等については事務局に保管してありますので、ごらんいただけたらと思います。

以上です。

○井上議長 以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第4、議案第51号千早赤阪村議会会議規則の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

関口議員。

○関口議員 議案第51号千早赤阪村議会会議規則の改正について、会議規則第13条の規定により提案するものでございます。

平成27年9月1日提出。千早赤阪村議会議長井上昭司殿。提出者、千早赤阪村村議会議員関口ほづみ。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸幸夫、同じく浅野利夫、清井浩、田中博治、山形研介です。

今回の改正は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものでございます。内容といたしまして、第2条第2項、議員が出産のため出席できないときには、日数を定めあらかじめ議長に欠席届を提出することができるを加えるものでございます。

以上、提案の理由並びに説明といたします。御議決いただきますようお願いいたします。

以上です。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第51号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第51号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第5、議案第52号千早赤阪村個人情報保護条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第52号は、千早赤阪村個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法第31条の規定に基づき保有特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、番号法の趣旨に沿った規定整備を行うものでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第52号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第53号職員の退職手当に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第53号は、職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、被用者年金制度の一元化による法律改正により、傷病の定義に根拠となる法律が変更となるため条例改正するものでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第53号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第54号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第54号は、千早赤阪村手数料条例の一部改正についてでございます。

本議案は改正内容として、まず1点目は社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度施行に伴う個人番号通知カード、個人番号カードの再交付手数料の新設及び住民基本台帳カードの交付手数料の廃止でございます。

次に2点目は、6市町村で共同処理を行っている介護保険法に定める事業所の指定、更新等の手数料について、受益者負担等の観点から新設するもので、いずれも所要の条例改正を行うものでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第54号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、議案第55号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第55号は平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は歳入歳出それぞれ8,431万1,000円を追加いたしまして、予算総額を31億1,198万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成26年度繰越金の確定に伴います財政調整基金への積立金や、奉建塔周辺の土地購入経費及び子ども・子育て支援制度への移行に伴う保育所運営経費の予算組み替えなどの費用を補正するものでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第55号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、議案第56号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第56号は、本村、四條畷市及び太子町との大阪広域水道企業団で検討協議を進めてまいりました中で、平成27年7月30日に開催された大阪広域水道企業団第1回首長会議において統合素案について審議され、全会一致で統合案として承認されたことを受け、大阪広域水道企業団共同処理する事務に本村、四條畷市及び太子町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を松本理事。

○松本理事 議案第56号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、概略説明を申し上げます。

本議案は、本村水道事業と大阪広域水道企業団との統合に関するものでございます。本村、四條畷市及び太子町と大阪広域水道企業団で平成26年4月22日に水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書を締結し、検討協議を進めてまいりました中で、本年7月30日に開催された大阪広域水道企業団第1回首長会議において、企業団と3団体が統合した場合の将来の経営状況、事業運営体制及び統合メリット等を取りまとめた統合素案並びに企業団との統合を促進するため制度創設及び企業団との統合する際の42市町村共通の条件について審議され、全会一致で統合案として承認されました。また、本村におきましても企業団との統合に関して住民説明会、水道事業ビジョンのパブリックコメントを6月に実施し、6月の議会におきまして統合を進める旨を御説明させていただいたところでございます。

この統合素案をもとに、本村、四條畷市及び太子町の水道事業を平成29年4月より企業団で実施するため、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びそれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更を行うものでございます。また、企業団議員定数につきましても、統合する3市町村に議席を配分するため、3議席を追加し33議席にするものでございます。本議案は、企業団の構成団体である府内の42市町村の議会で審議する必要があります。9月の議会におきまして、統合する3市町村におきまして先行審議を行い、12月の議会に残り39市町に御審議していただくこととなっております。

今後の予定といたしましては、1月に企業団と協定を締結し、その後、本村水道事業を平成29年3月末で廃止する議案を御審議いただく予定でございます。

以上、簡単であります但し概略説明とさせていただきます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第56号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第56号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本件に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第10、議案第57号動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第57号は、軽四輪駆動消防車トラックタイプ千早赤阪村消防団仕様の購入に伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第57号動産の取得につきまして御説明を申し上げます。

取得する動産は、軽四輪駆動消防車トラックタイプ2台でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては、6月26日に9業者を指名し7月21日入札を実施しました。開札の結果、落札候補者について審査を行い、28日付で仮契約を締結いたしました。

取得金額は858万8,160円。

取得の相手方は大阪府阪南市鳥取464番地の4、有限会社阪南防災代表取締役中村能治でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 今説明いただきましたトラックタイプ2台ですけれども、どこに配備される予定ですか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 桐山地区と上東阪地区の2地区でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 今現在、その消防車なんですけど、もうどのぐらい経過しているわけですか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、桐山地区でございますが、平成6年に購入しまして21年経過しております。上東阪地区につきましては平成4年に購入しております、23年が経過しております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 今回、桐山と上東阪地区、それから既に何件かやってる思うんです、更新、ほかにも。今後、各地区の状況、今後の計画などをお尋ねします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 各地区につきましては、今後順次入れかえました後、残っております、ちょっと書類を見まして、また後日説明させていただきますが、今残っております分団と、あと本部の指令車につきましては今後順次更新を予定しております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって議案第57号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第57号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第11、報告第4号平成26年度健全化判断比率についてから、議事日程第19、議案第64号平成26年度千早赤阪村水道事業会計決算認定についてまでの報告2件及び決算認定7議案を会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

監査委員を代表して監査結果報告をお願いいたします。

浅野監査委員。

○浅野議員 8月7日に実施をいたしました平成26年度監査結果を監査委員を代表いたしまして報告をいたします。

今お手元に意見書を配付しておりますが、平成26年度一般会計、特別会計及び水道事業会計と合わせまして、健全化判断比率、資金不足比率の審査を行いました。いずれも適正であると認めました。なお、監査委員の合議により、意見書としてまとめましたので参考にしていただければと思います。

簡単ではありますが、以上で報告といたします。

○井上議長 次に、報告第4号平成26年度健全化判断比率について及び報告第5号平成26年度資金不足比率についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました報告第4号及び報告第5号平成26年度健全化判断比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定により報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、報告第4号平成26年度健全化判断比率及び報告第5号平成26年度資金不足比率について御報告申し上げます。

まず初めに、報告第4号の平成26年度健全化比率について公表が義務づけられております4指標につきまして御報告申し上げます。

それぞれの指標が算定されていない場合につきましては横バーで表示しております。また、括弧内の数字につきましては早期健全化基準を記載しております。

それでは、それぞれの指標の算定結果を御説明申し上げます。3枚目の裏面の総括表②をごらんください。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。決算額が黒字となっておりますのでマイナス4.62となっております。これは黒字ということをお知らせしております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは全会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計とも赤字がなく連結実績赤字比率はマイナス14.11となり、赤字が算定されていないので前ページの総括表の①実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては横バー表示で記載しております。

次に、次のページの総括表の③中段右端の実質公債費率でございますが、これは元利償還金及び元利償還金に準ずる一部事務組合等の負担金、これらに対する標準財政規模に対する比率でございます。過去3カ年平均をしたもので比率としまして13.1%となり、昨年度の比率15.3%より2.2%改善いたしました。この比率が18%以上の場合は起債発行の許可団体となり、25%以上となれば早期健全化団体となりますが、これにつきましても基準内でございます。

最後のページの総括表の④でございますが、これは将来負担比率でございます。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。地方債残高、公営企業への繰り出し見込み額、また退職手当の負担、将来負担額などを計算したもので、比率として17.7%となりました。早期健全化の基準が350%となっておりますので、これにつきましても基準内となったものでございます。

結果といたしまして、4指標いずれの比率につきましても早期健全化の基準を超えなかったということになっております。

続きまして、報告第5号平成26年度資金不足比率について御報告申し上げます。

これは、公営企業ごとの資金不足の事業規模に対する比率でございます。いずれの企業につきましても資金不足が発生していないということでございますので、資金不足比率に

つきましては算定されていないことから、横バー表示となっております。

以上、簡単ではございますが御報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○井上議長 これより報告第4号及び第5号に対する質疑に入ります。

清井議員。

○清井議員 えらい基本的なことをお聞きして申しわけないんですけども、例えば総括表3、これは実質公債費比率の計算式というか、いろんな数字が並んでるわけですけども、公債費率っていうのは、元利償還金を標準財政規模で割るっていうようなふうに認識してるんですけども、例えばまず上段、①元利償還金の額、これも実は決算書の数字とちょっと平成26年の場合、決算書では4億2,600万円とかになってるんですけども、その辺がなぜこういう数字になるのか。そして②以下はこれは補正であったり、調整であったり、修正であったりということで、これはわかるんです。そして、そのこの表には標準財政規模の負債がない上で、平成26年度実質公債費比率11.02となっているんですけども、どの数字を標準財政規模で割ったのか、この表ではなかなか理解しにくいんですが、こんなことを聞くのも逆に恥ずかしいんですけども、一応説明してください。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 実質公債費率につきましては、今言っていましたように一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金を標準財政規模に対する比率でございまして、計算式で言いましたら地方債の元利償還金プラス準元利償還管金から特定財源とまた基準財政収入額を引いたものを分子としまして、分母のほうは標準財政規模で割った分を各年度出して、その3カ年平均ということになるんですけど、計算式はそれでございますが、実際、標準財政規模もここでは載せておりませんので、細かい計算の方法につきましてまたこの場でお答えできませんので、また改めて御説明させていただきます。申しわけございません。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 わかりました、多分そういうことやと思います。

それで、総括表④には、一定の将来負担比率17.7が出てくるその数字が、分子側には将来負担額に対する調整額があつて、分母側には歳入公債費等の調整があつてというふうに、こういうきちとした計算式があるわけですね。こういうのを見ると何となく理解するんですが、公債費率のほうにはそういった形の表示がないものですから、また次回改善的にやれば、よろしくお願ひします。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第58号から議案第64号の決算認定7議案について提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議案第58号から議案第64号は、平成26年度千早赤阪村一般会計及び各種特別会計並びに水道事業会計につきまして決算認定をお願いするものでございます。地方自治法第233条第2項の規定並びに水道事業につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る8月7日に決算監査をお願いいたしまして、その結果につきましては、ただいま代表として浅野議員より報告いただいたとおりでございます。

細部につきましては、後ほど別冊の平成26年度決算概要実績報告書で御説明いたしますが、私のほうから総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第58号の一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入合計が31億1,112万3,000円。歳出合計が29億6,947万4,000円で、差し引き1億4,164万9,000円は翌年度へ繰り越すものでございます。

まず、歳入についてでございますが、村税につきましては前年度と比較し1,225万8,000円、率にいたしまして2.3%減少し、5億3,325万4,000円となりました。また、徴収率につきましては0.5%増の97.2%となっております。

次に、地方交付税でございますが、普通交付税については地域の元気創造事業費が新たに創設され、これに伴い本村のこれまでの行革の取り組みが評価され、前年度より1,697万1,000円ふえ、総額で13億2,144万8,000円となりました。

次に、国庫支出金については、臨時福祉給付金補助金、子育て世帯臨時特例給付金補助金や、地域住民生活等緊急支援交付金などにより5,917万6,000円増加いたしました。府支出金については大阪府安心こども基金特別対策事業補助金や、市町村振興補助金などにより2,208万1,000円の増加となりました。また、繰入金でございますが、本年度も引き続き基金の取り崩しは行っておりません。村債については、昨年4月に過疎地域指定を受け、新たに過疎対策事業債8,560万円がふえるなどにより、全体で8,307万1,000円の増加となりました。一方、歳出につきましては経常的なものを除く主な事業を款ごとに申し上げ、説明にかえさせていただきます。

まず、総務費ではいわゆるマイナンバー制度に対応する住民基本台帳システム等の整

備、情報セキュリティ対策として職員用パソコンの購入などを行いました。また、剰余金を財政調整基金に積み立てました。

民生費では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支出を行いました。

児童福祉施策では、子ども・子育て支援システムの導入を初め、子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

衛生費では、任意予防接種費用の助成や各種保険事業、上水道施設の整備、直営診療所に対する繰り出しなどを行いました。

農林水産業費では、農地台帳システムのデジタル化や、森林環境保全整備事業、森林整備地域活動計画作成事業に対する補助を拡充いたしました。

商工費では、観光広告宣伝事業で南海電鉄との協力による金剛山イベントの開催、地域グルメ、お土産事業による新製品の開発、観光ポスター及び新規ウォーキングマップの制作に係るPR活動を行いました。

土木費では、下水道事業特別会計への繰り出しや、持続可能な交通事業体型を検討するために、公共交通協議会の設置を行い、総合交通計画の策定を行いました。

消防費では、災害時に対応するための車載無線機の購入を初め、防災行政無線のデジタル化や消防団用簡易業務無線機を整備いたしました。

次に、教育費では千早小吹台小学校の校舎耐震補強工事や、オーストラリアへの中学生の海外派遣事業を行いました。

以上が歳入歳出の概要でございますが、決算収支の状況といたしましては実質収支では黒字を堅持し、単年度収支、実質単年度収支とも黒字となりました。また、自治体の財政状況を示す4指標に当てはめても、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のために該当せず、実質公債費比率は前年度の15.3%から13.1%に改善されており、将来負担比率についても前年度の38.6%から17.7%になるなど、本村の財政状況はおおむね健全な状況となっています。しかしながら、その一方で村税などの自主財源は歳入全体の24.2%しかなく、地方交付税や国府支出金など依存財源に頼らざるを得ない状況が続いており、財政力指数は3カ年平均で0.327と低く、決して楽観視できるものではありません。引き続き行財政改革に取り組むとともに、選択と集中による事業展開を行ってまいりたいと考えております。

以上が一般会計の決算概要でございます。

続きまして、議案第59号千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算概要でございます。

まず、事業勘定の歳入決算額は前年度に比べ5.8%ふえ9億9,543万2,000

円で、歳出決算額は前年度に比べ2.8%ふえ9億9,106万9,000円となっており、差し引き8,626万3,000円は翌年度に繰り越します。

歳入の主な増減要素につきましては、前期高齢者交付金、前々年度分精算交付金や繰越金などが増加し、国庫支出金や療養給付費交付金などが減少しております。

次に、歳出についてでございますが、保険給付費や共同事業拠出金などが増加し、諸支出金などが減少しております。

続きまして、直営診療施設勘定の歳入歳出決算概要でございます。

歳入の決算額は1,178万1,000円で、歳出は1,162万円となっております。また、受診者につきましては6,067人で、前年度に比べ308人、4.8%減少をしているところでございます。

次に、議案第60号平成26年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算概要でございます。

歳入の決算額では、被保険者数の増加による保険料や、保険給付費の増加に伴う国庫支出金、府支出金、繰入金などにより、前年度と比較して5.8%増加し6億4,017万円となっております。

また、歳出については前年度と比較しても5.7%増加し6億3,049万7,000円となっており、差し引き967万3,000円につきましては翌年度に繰り越します。

次に、議案第61号平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算概要でございます。

歳入決算額は8,857万1,000円で、その主なものは保険料が6,716万3,000円、一般会計繰入金2,114万9,000円などでございます。

歳出決算額については8,838万1,000円で、そのほとんどが後期高齢者医療広域連合納付金となっており、歳入から歳出を差し引き、19万円は翌年度へ繰り越します。

次に、議案第62号平成26年度千早赤阪村下水道事業特別会計決算概要でございます。

歳入歳出決算額はそれぞれ2億2,023万2,000円となっており、歳入決算額の主な内容でございますが、平成26年度供用開始した桐山地区の一部149ヘクタール及び分割納付に対する受益者負担金を初め下水道使用料、国庫補助金、一般会計からの繰入金、村債などがございます。

次に、歳出についてでございますが、人件費使用料徴収事務委託料など下水道総務費を初め下水道建設費、施設維持管理委託料及び流域下水道維持管理負担金など下水道管理

費、公債費でございます。なお、平成26年度末までの整備面積は200.01ヘクタールで、全体計画面積371ヘクタールのうち53.9%となっております。普及率は74.9%、水洗化率は87.6%となりました。

次に、議案第63号平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計決算概要でございます。

歳入決算額につきましては、索道事業収入繰越金、指定管理者納付金等の諸収入及び基金の利子である財産収入で9,251万6,000円となっております。

歳出決算額につきましては、総務費、観光事業費、宿泊事業費、公債費及び基金費で7,243万7,000円となっており、観光事業費のうち索道事業費については施設整備関係でロープウェイ鋼製支柱塗装工事と毎年実施している曳索、平衡索切り詰め工事を行いました。

歳入から歳出を差し引いて2,007万9,000円につきましては翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議案第67号平成26年度千早赤阪村水道事業会計決算概要でございますが、平成26年度末における業務状況は、給水人口5,687名、給水戸数は2,405戸となっており、前年度に比べまして給水人口で111人、また給水戸数で7戸の減少となっております。こうした状況により、年間配水量は73万5,276立方メートル、年間有収水量59万3,932立方メートルで、前年度に比べ5.2%の減となりました。

次に、財政状況につきましては、営業関係の総収益で1億5,098万8,180円と、前年度に比べ5%の減少をいたしました。一方、総費用でも1億5,863万7,369円となり、前年度に比べ3.2%減少しているものの、差し引きで764万9,189円の純損失が生じています。前年度からの繰越欠損金、その他未処分利益剰余金変動額及び純損失の合計1,730万2,198円は当年度未処分欠損金として翌年度に繰り越すものでございます。

次に、資本的収支決算の資本的収入額は企業債、工事負担金、一般会計からの出資金、国庫補助金で3,066万5,901円となりました。また、資本的支出額は千早浄水場更新実施設計業務、老朽管の更新工事などで6,238万7,878円となりました。

決算の概要は以上の通りでございます。今後とも厳しい経営環境の中、各種事業を推進しながら経費節減に努め、水道水をより安定的に供給できるように努力してまいります。

以上が一般会計、各種特別会計並びに水道事業会計の平成26年度歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議を賜りまして御認定いただきますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○井上議長 これより7議案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 ただいま上程されました平成26年度決算について、日本共産党議員団を代表して総括質問をいたします。

平成26年度決算は積立金残高の大幅な増加、経常収支比率、公債費率の減少など、村財政は前年度と比べ安定していると思われまふ。特に積立金残高は対前年比26.5%の増加で13億7,447万2,000円になりました。積立金の今後の使途について伺います。

次に、村の人口増加策について伺います。村の人口は今後の村政運営に大きく影響します。昨年の出生数は15人で、今後の学校運営にも影響がでることから心配されているところがございます。ことは国勢調査が実施され、その数字は今後5年間の村の地方交付税に影響し、村の財政運営にも大きく影響がでてきます。第4次総合計画で10年後の人口は約5,400人程度になると推計しております。平成26年度決算概要では5,715人で、ことし7月末現在では5,650人と人口は減り続けております。第4次総合計画を策定した平成23年の村人口は6,038人で、6,000人を維持することを目標としておりました。このままでは、平成32年に5,400人程度になると推計しておりますが、それよりも早い時期に5,400人になるのではないかと、心配の声が出ております。子育て支援策や空き家住宅補助事業、村活性化のための交流人口増加策など、一定努力しているものの、その効果は見えません。人口増加に向けた対策が急がれます。今後の対策について伺います。

次に、新庁舎建設について伺います。庁舎建設検討委員会の答申を受け、くすのきホールを解体し新庁舎を建設するという村の基本方針が8月の広報に掲載されました。住民の間にはくすのきホールの解体について、建設から22年しかたっていないホールを壊すことについてもったいないという声も出ております。現庁舎は府道沿いにあり、路線バスもあり、住民にとっては利用しやすい位置にありました。くすのきホールへのアクセス道路はどうなるのか、財政的に将来に負担を残すのではないかなど心配の声も出ております。

以上について御回答よろしくお願ひいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 平成26年度に係る総括質疑について御答弁申し上げます。

まず、積立金の今後の使途でございますが、財政調整基金については平成17年度末では1億円と危機的な状況でしたが、行財政改革の断行により平成26年度決算では3億2,000万円を積み立て、13億7,000万円まで上乗せすることができました。そ

の一方で村税が毎年減少するなど自主財源は乏しく、決して楽観できるものではありません。今後とも住民サービスの向上を図るため、過疎対策事業債や国等の補助金、交付金を最大限活用するとともに、事業実施手法に工夫を凝らしながら財政調整基金の有効利用を図り、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、人口増加対策でございますが、昨年度、過疎地域自立促進計画を策定し、さまざまな事業に取り組んでいるところです。また、今年度は国の地方創生の動きを受け、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、新規転入者の受け皿となる空き家情報バンク制度や、空き家活用補助制度を創設するとともに、村の人口ビジョン、総合戦略についても有識者の御意見を伺いながら策定する予定でございます。

新庁舎の建設についてでございますが、災害対策の拠点施設として、また村民の利便性の向上を図るため、くすのきホール及び郷土資料館を撤去し、その跡地を活用して新庁舎を建設する予定で、現在計画を進めているところでございます。新庁舎建設に当たっては、くすのきホール及び郷土資料館の老朽化が激しく、現状のまま維持した場合、維持管理に膨大な経費が必要となることや、また非効率な施設運営となっている現状等を勘案し、小さな村の庁舎として身の丈に合った施設となるよう、両施設の機能を取り込んだ新庁舎の基本設計に現在取り組んでいるところでございます。また、アクセスにつきましては現在検討を進めている新たな公共交通システムや、今年度策定予定の村道整備計画とも整合性を図りながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 御答弁いただきました中で、積立金については残高はふえたものの、今後も安心できるものではないので、慎重に使いたいというような答弁でございましたけれども、この13億円が新庁舎建設に使われてしまうのではないかという不安もあります。そうした中で積立金については庁舎建設以外にも、今後の人口増加策や子育て施策などに使われなくてはならないと思いますので、その点、この額が全て庁舎に行ってしまうのではないかという不安を取り除いていただきたいと思います。

それから、空き家住宅など取り組んでいただいておりますけれども、村のホームページを見まして、空き家住宅情報のところを見ましたら1件の情報がアップされているのみなんです。ところが、小吹台を初め水分や森屋などでは業者ののぼりがたくさん立っておりますよね、前の家もそうですけれども。そうした情報も不動産会社と協議して村のホームページにアップされたら、ホームページを見てこんなところもあるから一遍問い合わせしてみようかという気になるのではないかなと思うんです。今の空き家情報はたった1件だけ

ですので、それを見て問い合わせようかなという気にはならないのではないかと思います。ですので、そうした工夫もやられるべきではないかと思います。

最後に、庁舎の件ですけれども、ここの庁舎がもう古いとか、急傾斜地であることとか、分散しているとか雨漏りがいろいろとかというふうなことを言われておりますけれども、分散しているという件については私はそうは思いません。そして、一方くすのきホールは地すべり危険地域だということが基本方針の中に載っております。これらの疑問に答えるために、住民の説明会をやっていただきたいと思いますが、そうした件についてお尋ねいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 先ほど、基金を全て庁舎建設に使うというふうな御心配ということでございましたが、もちろん庁舎及びその他につきましては、補助金その他の、まだ今交渉中でもございますし、13億円全部使う気はございません。恐らくまた基金が少なくなれば非常に大変なことでもございますし、できるだけ基金を残しながらやっていきたいと、またそういうふうにご考えております。

また、空き家住宅につきましても1件しか載ってないというところがございますが、なかなか住民の皆さんが空き家で貸しましょうというふうな話が出てこないで、できるだけ売りたいというふうなところがございますし、業者さんのニーズをそのまま果たして出していいのかということで、また庁内で検討したいと思っております。

また、説明会を早く実施したらどうかということでございますが、住民の皆さんにお示しできる内容についてはとりあえず8月号の広報で示しました。また、現在基本設計を行うための業者設定作業を行っているところであり、基本内容をお示しできる段階になれば住民の皆さんに広報紙や説明会を開催し、その中で庁舎機能についての御意見をお伺いしながら実施設計に反映してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号から議案第64号までの7議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第64号までの7議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、本特別委員会は全員の議員をもって構成する特別委員会でありますので、議長からの指名を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議長からの指名を省略することにし、全員の議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、ただいま選任されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。ここで休憩に入り、議長室で決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選を願います。

ただいまから休憩に入り、11時30分から再開いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時27分 再開

○井上議長 休憩に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告させます。

○松村議会事務局長 御報告申し上げます。

決算特別委員会委員長に田中議員、副委員長に井上議員。

以上でございます。

○井上議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

なお、決算特別委員会はあす9月2日の午前10時から開会いたしますので、よろしく申し上げます。

どうも皆さん御苦労さまでした。

午前11時28分 散会

平成27年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成27年9月18日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 井上昭司

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6番 田中博治

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親 副村長 吉田裕彦

教育長 矢倉龍男 人事財政課長 菊井佳宏

会計管理者兼  
総務課長 中野光二 住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 和田博幸 健康福祉課参事 西口美和

まちづくり課長 森田洋文 理事 高橋昭二

施設整備課長 赤阪秀樹 理事 西川浩和

理事 松本賢一 教育課長 北浦秀明

教育課参事 近藤和浩

7. 議事日程

日程第1 議案第52号 千早赤阪村個人情報保護条例の改正について（委員長報告）

日程第2 議案第53号 職員の退職手当に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第3 議案第54号 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告）

日程第4 議案第55号 平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）  
について（委員長報告）

- 日程第 5 議案第 58 号 平成 26 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 59 号 平成 26 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 60 号 平成 26 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 61 号 平成 26 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 62 号 平成 26 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 63 号 平成 26 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 64 号 平成 26 年度千早赤阪村水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 65 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 66 号 平成 27 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 報告第 6 号 専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告について
- 日程第 15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 16 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 17 一般質問

午前10時00分 開議

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第3回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第52号から日程第4、議案第55号までの4議案につきましては、9月1日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、日程第5、議案第58号から日程第11、議案第64号までの7議案につきましては、9月1日の本会議において決算特別委員会に付託いたしております。決算特別委員長より委員会の経過報告及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに採決を行います。

それでは、議案第52号千早赤阪村個人情報保護条例の改正について、議案第53号職員の退職手当に対する条例の改正について、議案第54号千早赤阪村手数料条例の改正について、議案第55号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）の総務民生所管分についての4議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告を行います。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、9月7日午前10時から松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第52号千早赤阪村個人情報保護条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては番号法施行により、本村の個人情報保護が後退することはないのかの問いに、今回の改正は従来の個人情報の保護措置に加え、新たに、より厳格な保護措置を追加するもので後退するものではない。

第7条の2の2項で本人の同意を得ることが困難であるときとは、具体的にはどのような

なときかとの問いに、認知症などで本人の意思が確認できない場合や、事故などで意識がないときなどですが、あくまでも目的外利用できるのは条例に記載のとおり人の生命、身体または財産の保護のため必要なときでやむを得ない場合に限定している。

マイナンバーの名称はわかってきたが、この制度の目的と何が変わるのかとの問いに、マイナンバー制度は行政の効率化、公正、公平な社会を築く制度で、これにより申請時に必要な行政への証明書の提出がシステムの連携により不要になり、より正確に事務が進められる。

情報漏れとかシステムのセキュリティーを今後どのように行うのかとの問いに、システム面ではインターネット回線とは別の回線を使用し、職員の意識向上のための研修を行う。

このシステムのサーバーの設置場所はどこかとの問いに、村のサーバーは電算室に設置、中間サーバーは別途国が設置する。

また、認知症等の方のマイナンバー通知書の確認はどのように行うのかとの問いに、認知症の方には後見人から委任状をいただき発行する。個人番号カードを役所へ取りに来られない人の対応は委任状を持った代理人に発行する。

マイナンバー制度の実施により、資格の厳格化などなされるのが今まで脱税や生活保護費の不正受給などは本村であったのかとの問いに、生活保護費の不正受給はない。

個人情報の漏えい、成り済ましなどいろいろ問題を指摘する声があるが、担当課として実施を延期する予定はあるのかとの問いに、特定個人情報の分散管理や情報提供するときは法律あるいは条例の中で限定的に規定する。成り済まし防止のための本人確認を徹底的に行う。法律により実施されるので粛々と制度導入に努めていきたい。

マイナンバーの通知書の受け取りを拒否できるのか、またこれまでの住基カードとの違いと今までの交付件数はとの問いに、10月に送付する番号通知は全国民に送付するので受け取っていただきたい。そのとき、同封の申請により個人番号カードが作成される。住基カードは申請により発行し、全員持っていないが、個人番号カードができた時点で返納していただく。

このカードに村としてどのような内容の情報を入れる予定かとの問いに、今後税情報や雇用保険、年金の情報などということです。

また、マイナンバー制度導入に伴う村の情報システムの改修状況はとの問いに、法律で個人情報を行政が取り扱うときに十分保護措置がなされていると事前に宣言するための作業中で、作業終了後システム改修を行う。

マイナンバー、個人番号カードに国民健康保険証などは組み込まれるのかとの問いに、

国民健康保険や社会保険についても詳細については決定していない。

慎重審議の結果、全員異議なく議案第52号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号職員の退職手当に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、10月に共済年金が厚生年金に統一されるが公務員の職域加算分、また一元化の改正どうなるのかの問いに、厚生年金の制度になるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく議案第53号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号千早赤阪村手数料条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては個人番号通知カード交付500円と個人番号カードの再交付800円との違いはとの問いに、個人番号通知カードは紙製で、個人番号カードはプラスチック製でICチップが内蔵されているものとのことでした。

住民に周知のためにマイナンバー制度の政府公報パンフレットを全戸に配布願いたい。今まで無料であった介護保険法事務関係手数料が有料になった経緯はとの問いに、以前より大阪府から事業所の指定更新の手数料を徴収するよう指導があり、大阪府においても平成26年10月より徴収している。権限移譲を受けている6市町村協議の上、平成28年4月より徴収するため今回改正する。大阪府下の他の市町村の徴収状況は現在府の権限移譲を受けていない9団体、権限移譲団体11団体が徴収している。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく議案第54号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についての、総務民生所管分について審査の結果を報告いたします。

審議においては防犯カメラの設置場所はとの問いに、道の駅の自動販売機が複数回荒らされる事案が発生した。道の駅に設置するとのことでした。

村の公的施設で防犯カメラの設置は何カ所あるのかとの問いに、村が設置した防犯カメラは現在なしとのことでした。今後どのような場所に設置すればよいか、警察とも協議していく。

電子計算費の内容はとの問いに、財務会計システムにマイナンバーの枠設定、またマイナンバーに関する改修に国からの補助金はないのか、国の制度改正による改修費は国が負担すべきと思うが、どう考えているのかとの問いに、一事業所としての改修で民間と同じ

扱いとして国よりの補助金はないと考える。今後の職員採用の予定人数との問いに、急遽10月1日付で土木職職員1名を採用した。現在のところ来年2名採用を予定している。

AEDの今回の設置場所はとの問いに、役場、くすのきホール、資料館、ロープウェイの千早駅の4カ所とのことでした。

保健センターでAEDは設置しているが、職員で何名使用できるかとの問いに、数名程度で、AEDは音声案内で誰でも使用できるようになっているとのこと。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく議案第55号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第55号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)の文教建設所管について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野委員長。

○浅野文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案の審査を行うため、9月9日午前10時から松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員4名出席のもとに開催をいたしました。

議案第55号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についての文教建設所管分について審査の結果を報告いたします。

審議においては、観光費で購入予定の土地面積、予定の平米単価筆界確認済みか、地籍構成などが済んでいるのか、都市計画法上、調整区域なのか市街化区域か、農地法関連の制限はとの問いに、面積は所有者が地籍構成を行い、実測面積が3,249.99平米で鑑定評価は8月1日現在4,720円、公簿地目は田で、村として農地で購入を予定している。区域については調整区域である。

地目は田であるので、今後の手続はどのようにしていくのか、今回の購入予定の価格は聞いたが、周辺の鑑定価格はどうなるのかの問いに、当該購入予定のみの鑑定で、周辺土地とは形状等違うので、今後新たに買収する場合には、買収時に改めて鑑定すること。

今後周辺を買収するか、借地する場合はこれが基準になるのか、また違う場合のはどうするのかとの問いに、同じような位置にあるので同様の価格が出るのではないかとのこと。

修繕費も計上しているが、内容はとの問いに、購入用地内の道の整備で、村道から入る購入予定地内の道の修繕費である。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく議案第55号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 次に、行政より補足の説明を求めます。

森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 ここで許可をいただきまして、文教建設常任委員会へ付託されました議案第55号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）の観光費で計上いたしております土地購入費の質疑の中で説明不足がございましたので、ここで補足説明として御報告を申し上げるものでございます。

購入地はスイセンの丘でございますが、公簿地目は田で、農業振興地域内の農用地区域でございます。購入に伴う手続につきましては、嘱託登記により所有権移転を進めていきたいと考えております。今後、周辺の一体整備を進めていくに当たり、農用地除外や農地転用の法的手続について対応してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第52号千早赤阪村個人情報保護条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

関口議員。

討論がございますので、まず原案に対する反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 第52号議案千早赤阪村個人情報保護条例の改正について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論いたします。

マイナンバー実施に向けた条例改正であり、見過ごすことはできません。情報流出が相次ぐ中、その対策が不十分かつおこなわれているという状況の中で、マイナンバー制度を中止、延期を求める声が出ています。また、制度の目的も国民を番号で管理し、税務、社会保障だけでなく預貯金や医療データもリンクさせ、国民の病歴も一括でわかるようにするなど、驚くべき管理国家への道であり、到底認めることができません。イギリスでは、国民の反対で共通番号は挫折しました。ドイツでは税務に限定され、フランスは社会保障に限定されています。アメリカ、カナダでは社会保障番号は官民のさまざまな分野で利用されておりますが、取得は任意とされております。先進7カ国で生涯不変の番号が全ての国民に付される日本のマイナンバー制度のようなものを採用している国はありません。ドイツではナチスによる国民管理の経験から、こうした共通番号は憲法違反とされているほどです。情報管理システムは現状では十分とは言えず、漏えいの危険性があり、不正利用の危険性、成り済まし犯罪など国民の不安はいっぱいです。

以上、マイナンバー制度実施に向けた改正であり、現段階では個人情報を守る保証はないと判断し、本案に反対するものです。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

浅野議員。

○浅野議員 議案第52号千早赤阪村個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場から討論をいたします。

本議案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うものであり、適正であると考えます。よって、私は本議案に賛成するものであります。

○井上議長 ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決するものに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号職員の退職手当に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 続きまして、日程第5、議案第58号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第64号平成26年度水道事業会計決算認定についての7議案を一括議題といたします。

それでは、議案第58号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、議案第59号平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議案第60号平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議案第62号平成26年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成26年度金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算について、議案第64号平成26年度水道事業特別会計特別認定についての7議案について、決算特別委員長の報告を求めます。

田中委員長。

○田中決算特別委員長 それでは、決算特別委員会報告をいたします。

去る9月1日本会議において付託を受けました決算認定議案7件の審査を行うため、9月2日午前10時から松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第58号平成26年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。

このような経過を経て、議案第58号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成4人、反対2人となり、賛成多数でありましたので、議案第58号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成26年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出については、詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。

このような経過を経て、議案第59号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成4人、反対2人となり、賛成多数でありましたので、議案第59号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成26年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。

このような経過を経て、議案第60号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の

結果、賛成4人、反対2人となり、賛成多数でありましたので、議案第60号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。

このような経過を経て、議案第61号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成4人、反対2人となり、賛成多数でありましたので、議案第61号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第62号平成26年度千早赤阪村下水道特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出については、詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。

このような経過を経て、議案第62号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第62号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成26年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。

このような経過を経て、議案第63号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第63号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第64号平成26年度千早赤阪村水道事業会計決算認定について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。

このような経過を経て、議案第64号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第64号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思ひます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第58号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

関口議員。

○関口議員 第58号議案平成26年度千早赤阪村一般会計決算認定について、反対の立場で日本共産党議員団を代表して討論を行います。

平成26年度は、村長就任後10年目の節目の年の予算執行となりました。村長は所信表明で就任直後、村の財政状況は危機的な状況であったが、幾度となく行財政改革に取り組み、基金の積み立てが可能となるなど収支の改善が図られたと述べています。しかし、それまでの10年の間に村の存亡を左右する合併問題がありました。就任3年目の2007年4月に村が生き残るためには河内長野市との合併しかない、来年4月に河内長野市に編入合併すると突然表明しました。当初は赤字再建団体になるより合併をという世論があり、村、職員組合も我々議員に合併推進を要請するなど、村民を二分する大問題となりました。村にある25の公共施設のうち、資料館、消防分所、中学校、赤阪小学校と小吹台小学校の5施設のみしか存続しないことが明らかになりました。役場や小吹台連絡所、給食センターの廃止、幼稚園の民営化、都市計画の導入、3年後には通学バスが廃止されることなど明らかになり、村民の気持ちは大きく変わってきました。このような住民世論の中で2009年の9月議会で村長は合併断念を表明しました。合併表明から断念表明までの2年間、赤字再建団体に転落する、夕張のようになると言い続け、村民に不安を与え、合併を強行しようとしたことへの反省はありませんでした。また、予算の所信では危機的状況だった財政は改善が図られたとも述べていますが、これは住民と村職員などの負担と犠牲によるものではなかったでしょうか。保育園の保育料の引き上げや住民健診の引き上げなど、各種手数料の値上げ、村職員の給与カットと職員数の適正な配置がなされないなど、住民サービスと村職員の犠牲が明らかでした。

新庁舎建設の検討が進められましたが、くすのきホールを解体し新庁舎を建設する方向で議論が進められてきたのではないかという不審の声や、くすのきホールを解体することにもったいないという声も出ています。老朽化している役場を防災拠点にするために検討することは重要ですが、住民の声を聞くべきではないでしょうか。この際、新庁舎建設についての説明会の実施を求めます。

対前年比26.5%も増加した積立金、13億7,447万2,603円のほとんどが新庁舎建設に使われてしまうのではないかという不安の声もあります。積立金は住民の福

社や人口増加策などに優先すべきと思います。過疎債の活用で庁舎建設、ビジターセンターの建設も進めておりますが、過疎債の増加が将来住民の負担につながらないことが必要です。

26年度の決算では千早小吹台小学校校舎の耐震工事や中学生の海外留学体験事業など新たなものも含まれ、評価すべき点もありましたが、一方で消費税増税による村民の負担増も実施されました。学校給食費、水道料金など公共料金の引き上げに加え、暮らしにかかわる全てに及びます。国の政治の防波堤としての役割を果たすことも地方自治体の仕事です。そうしたことが反映されたとは思えません。

以上の理由により決算認定に反対するものです。

○井上議長 次に、原案に賛成の討論を賜ります。

浅野議員。

○浅野議員 議案第58号平成26年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

平成26年度一般会計の決算状況につきましては、村長の提案理由並びに担当課長等により説明を受けたところではありますが、厳しい財政状況の中においても限られた財源を生かし、各事業に積極的に取り組まれていることは、まことに喜ばしいことであります。特に都市基盤整備として下水道工事の着実な推進や道路、その他公共施設の整備、改良、維持補修、千早小吹台小学校の耐震補強を初めとする教育文化施設の整備など地域住民の安全・安心な生活環境や福祉、教育の向上に努力されており、私は一定の評価をいたすものでございます。今後も引き続き厳しい財政状況が続くと考えられますが、安定した行財政運営を目指すとともに、住民福祉の向上に努められますようお願いをいたしまして、平成26年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第59号平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論のある方ありませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 第59号議案平成26年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。

村の国保運営は国保給付費が増加傾向にある中でも安定して黒字会計を維持してきました。国保積立金も一般会計からの法定外繰り入れを行っていない中で、取り崩しをしているとはいえ、1億6,600万円を保ってきました。私たちは長年こうした状況を指摘をし、高過ぎる保険料の引き下げを求めてきました。しかし、26年度予算でも保険料の引き下げは実施されず、保険料が払えない人は相変わらず40件を超え、平成26年度は42件の短期保険証が交付されております。26年度の国保運営は人間ドックの3割負担など、予防以上に務めていることなど評価する部分もありますが、27年度予算では平均21.3%の保険料の引き下げを実施したことなど、評価するものであります。

本決算については、国保の広域化が計画されている中、村民の強い要望であった国保料の引き下げは実施されず、国保加入者への負担を強いてきたことは認められません。

以上の理由により、平成26年度国保決算認定について反対をするものであります。

以上です。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

山形議員。

○山形議員 議案第59号賛成討論。

議案第59号平成26年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険事業は構造的な財政などの問題を抱え、近年の経済の低迷や他に例を見ない急速な少子・高齢化の影響により非常に厳しい状況が続く中、医療費適正化を目的としたレセプト点検などにより医療費抑制に務め、黒字決算を堅持し被保険者が良質で安心して医療を受けられる国保事業の維持に努力されています。また、平成26年4月指定管理者を再指定し運営しております国保診療所は、村民の身近な公的医療機関として一般診療を初め予防接種事業、総合相談事業を実施するなど村民の健康維持増進に努力されております。よって、私は本決算を認定するものと考えます。賛成するものであります。

終わります。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第60号平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

関口議員。

○関口議員 私は、介護保険特別会計決算認定について反対の立場で討論をいたします。

介護保険制度は高齢化が進む中、高齢になっても安心して介護が受けられるようにと始まり定着してきました。村でもこの制度によって多くの高齢者またその家族が助けられています。ところが、国は2015年度から介護保険法の大改悪を実施し、要支援の介護給付の打ち切りで市町村が実施する事業に丸投げすることになり、市町村によって差が出てくるようにもなりました。また、特養ホームの入所は要介護3以上に制限し、利用者負担増も実施しました。これによって、これまで介護保険制度で救われてきた高齢者が利用できないおそれもあります。さらに、村の介護保険料は第5期基準額が4,760円から第6期は6,230円に引き上げられ、府下41市区町村の中で5番目に高い保険料となりました。安心して介護を受けられるどころか、保健あって介護なしになるのではないかと、不安の声も出ております。15年度から引き上げられた保険料について、一般会計からの繰り出しなどにより保険料を引き下げることがを要望し討論といたします。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

田中議員。

○田中議員 議案第60号平成26年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論をいたします。

平成23年度に第5期計画を策定し、法の指示に基づいて適正に運営されているとともに、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担っている地域包括支援センターと連携し、要介護状態の維持、改善を目的として適正な介護予防事業に取り組まれております。よって、私は本決算を認定すべきものと考え、賛成するものであります。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第61号平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計決算について反対の立場で討論を行います。

2014年4月から後期高齢者医療制度の4回目の保険料の改定が行われました。村でも平成25年度1人当たり保険料は8万5,631円から、26年度は9万1,131円に引き上げられました。後期高齢者医療制度は、75歳になった途端、それまで加入していた国保や健保など公的医療保険から無理やり切り離され、収入ゼロの人からも保険料を徴収し別建ての医療制度に囲い込む、世界でも例のない制度であります。制度開始直後にはうば捨て山と国民の怒りが沸き起こり、保険料軽減や差別的な診療体系の停止など、部分的手直しが行われてきましたが、今なお制度の根幹が温存されております。全国で短期保険証の発行や滞納者に対する差し押さえなど厳しい対応や制裁措置が行われることなど容認できません。再現なく引き上げられる保険料負担の仕組みに対し、これを軽減する国の予算措置はなく、広域連合独自の努力もありません。消費税増税に加えて保険料まで引き上げられれば高齢者の生活は困難になり、健康も守れないのが実態です。

以上、後期高齢者医療制度に基づく決算認定に反対をするものであります。

以上です。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

清井議員。

○清井議員 議案第61号平成26年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき本村が行う事務に対してのもので、村では法の趣旨にのっとり適切に処理されております。よって、私は本決算を認定すべきものと考え、賛成するものであります。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第62号平成26年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第63号平成26年度金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第64号平成26年度水道事業会計特別認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

11時10分から再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第12、議案第65号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第65号は平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ357万3,000円を増額いたしまして、予算総額を31億1,555万9,000円といたすものでございます。

主な内容ですが、診療所心電図故障に伴う国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金や、落雷による防災行政無線の基盤修繕経費及び役場庁舎別館空調設備故障に伴う空調購入費などを補正するものでございます。内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第65号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)につきまして御説明申し上げます。

10ページの歳入歳出事項別明細書3の歳出から御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 1 1 0 万 4, 0 0 0 円の増、全額一般財源でアルバイト賃金でございます。

4 目財産管理費、補正額 5 6 万円の増、全額一般財源で、庁舎別館の空調機器購入費でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額 1 4 5 万円の増、全額一般財源で、心電計購入に伴う国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金でございます。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費、補正額 4 5 万 9, 0 0 0 円の増、全額一般財源で、防災行政無線の修繕費でございます。

続きまして、8 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金、補正額 3 5 7 万 3, 0 0 0 円の増でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 歳出なんですけれども、消防費で災害対策費で修繕費ということで、防災無線、これはどこの部分が故障したんでしょうか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 防災無線ですけれども、B & G 海洋センターに置いています分と、桐山老人憩の家に置いてる分の無線でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 これはまだ設置して新しいんですけど、そんな簡単に壊れるもんなんか教えてください。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 無線につきましては保守点検を年に 1 回やっております。その保守点検の中で基盤のほうが落雷により損傷しているということで、保守点検の結果わかりましたので今回修繕するものでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 保守でわかったということで、今回でも防災は水害によって東北のほうでもかなり被害が出てますんで一番大事なことなんですけれども、これ、雷に対する地電位が上がると思うんですけど、そのための電源を防止する機器があると思うんですけども、それらはつけてない、そういう対策されてなかったんでしょうか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 落雷ですので、多分その雷を避けるための装置等はその中にはなかったように思います。ということで、落雷で被害があったということでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 これは我々はちょっと仕事で知ってるもんなんですけど、今通信機器でも一緒なんですけれど、電源から回ってきて地電位が上がって、そのための機器がコンセントのところへつける機器とか対策があるんです。だから、もしこういうことがあればまた修理費を補正予算で組むとかじゃなくって、事前にそういう対策を打たれたほうが故障してからでは遅いと思いますんで、そのほうの検討もお願いしたいと思います。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第65号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第65号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、議案第66号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第66号は平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ145万円を追加いたしまして、予算総額を1,288万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、診療所の心電計の購入費でございます。現在使用しております心電計は平成9年に購入したもので、年数も古く故障のため使用できない状況にあることから今回新たに購入いたします。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号については、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第66号については本会議で議決することに決しました。

これより議案第66号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、報告第6号専決処分（工事請負契約の変更締結）についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第6号は、千早赤阪村立学校給食センター改修工事について専決処分の報告についてでございます。

本件は、外壁の詳細調査による補修数量の増、老朽化が進んだ浄化槽ふた及びグリストラップふたの取りかえの増、ルーフファンからの悪水の浸入を防ぐための改造の増、牛乳保冷庫の設置場所の変更に伴うドアの開閉向きの変更及び作業台の追加により、当初契約金額6,966万円に125万4,960円を追加し、変更契約金額7,091万4,960円を平成27年8月12日に専決処分させていただきました。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。どうぞよろしく願います。

○井上議長 これより報告第6号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 この契約の経過ですけれども、6月議会で契約、一般競争入札で決まったわけですが、そのとき参加の会社が1社のみだったと思うんです。このときの6,966万円が入札されたのが、最低価格は幾らやったかもう一度確認させていただきたいと思えます。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 最低制限価格でございますが、5,746万1,000円でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 1社っていうことと、最低標準価格を聞きまして、非常にそのときは高いという感じだったんです。最低価格の1.21倍になるんですが、これが入札、複数の会社だと最低価格に近い額でほぼ決まってるように思うんですが、これまでは。今回1社のみというのは余り例がなかったように思うんですが、最低標準価格の1.2倍を超えるような事例というのはこれまでありましたかどうか、その辺教えていただきたいなと思えます。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 過去に一般競争入札等を行っておる事例がございます。その中で最低制限価格に近い契約もございまして、それ以外の契約もございまして一概に

最低制限価格に全ての契約になるというものでもございません。その範囲の中で一番安いところと契約するというごことをごさいますので、過去にはそういった事例もあったということをごさいます。

○井上議長 関口委員。

○関口議員 6月議会のときに非常に最低価格に比べて高いなというのが私の実感だったんです。しかし、入札に参加する企業がもっとあればこれがもうちょっと安くなるやろなと。こういう契約の5%以内の追加額は認められるということで、それもやりましたけれども、そういうことは多分ないやろなと甘く見てたんですけれども、今回こうしたもろもろの理由で125万4,960円の追加が組まれたんですけれども、6,900万円に対して125万円の追加というのは、業者やったらもうちょっと、普通のところやったら工夫してくれるのではないかなというような思いもあったんですけれど、その辺はこの主な変更理由をドアの変更とか、そういうのであったら規定の額やと思うんです。そういうのは無理かもしれないんですけれども、これは担当課としてこの分は仕方ないというふうに判断されての結果だと思うんですけれども、やっぱり入札の時期にこの間のプロポーザルとか何かという話を聞きましたけれども、こういうことでやるということで、できるだけたくさんがやってもらえるような働きかけも今後必要ではないかなと思います。その点どうでしょうか。1社やっただってというのは、すごくどうにもならへんで、向こうが示す額でやってますので、納得がいかないような気もするんですが、今後できるだけ工事のときにはたくさんの業者に入ってもらえるような努力をしていただきたいと思うんですけれども。

○井上議長 要望でよろしいですか。

○関口議員 はい。

○井上議長 ほかにございせんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようごさいますので、これにて質疑を終結いたします。

以上、報告を終わります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の清井委員長から、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨、決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第16、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から、閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨、決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第17、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 3番、日本共産党の徳丸幸夫です。以下2項目について質問をいたします。

第1に、森林環境税について伺います。

近年、集中豪雨の多発等により、土砂災害等の自然災害の発生リスクが増大をしております。一方、林業の衰退により間伐が停滞するなど、これまで森林が果たしてきた災害防止機能を初めとする多面的機能をいかに維持していくかが重要な課題となっております。このことが森林環境税の基本的な考え方とされております。そこで、新たに森林環境税を創設し、自然災害から府民の暮らしを守る健全な森林を次世代につなぐために必要な事業を緊急かつ集中的に実施するとしております。集約化により一体的森林経営が見込める地区を対象として、基盤整備等を実施となっておりますけれども、対策として期間的作業場の設置、集積土場の設置等、間伐材の利用促進等が具体例として挙げられております。実施期間は平成28年度から31年度までの4年間で、本村に配分される額は確定していませんが、具体的な方針があればお聞かせいただきたいと思います。

次に、子ども医療費助成の拡充について伺います。

子ども医療費助成は、これまで中学校卒業までに広がっており、本村も先駆けて実施をしてきました。大阪府下では高校卒業まで実施する自治体もふえてきました。本村も子育てしやすい村づくりのために、この際思い切って高校卒業まで、18歳まで助成すべきだと思うが、考えをお聞きいたします。

また、18歳まで実施した場合の必要経費は概略幾ら必要かあわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 森林環境税の活用をについて御答弁申し上げます。

森林を取り巻く環境は、近年の集中豪雨の多発により、土砂災害等の自然災害発生リスクの増大や、林業の衰退による間伐の停滞など森林が果たしてきた災害防止機能を初めとする多面的機能の維持が重要な課題となっています。このため、大阪府では自然災害から府民の暮らしを守り、健全な森林を次世代へつなぐために必要な事業を緊急かつ集中的に実施するため、森林環境税の創設を検討されているところです。その中で、持続的な森づくりの対象事業につきましては、集約化により持続的な森林管理が見込まれる区域で、森林法で定める森林経営計画が作成され、森林所有者と林業事業者、大阪府の三者協定の締結により継続的な森林経営が担保されることが条件とされています。

村内におきましても対象地域が示されておりますことから、一定の森林基盤整備等が進むものと期待しており、大阪府の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○井上議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 この事業については新たな事業なんですよ。ですから、村としてこういうことで方針を示したいと、こういうことで取り組みたいということであれば今年度中に、28年度ですから今年度中に、そういう方針を示す必要があるんじゃないかなと思うんですけど、この点もう一回お聞かせ願います。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 本森林環境税の創設につきましては、9月府議会で提案されるというふうにお伺いをしておりまして、現在9月府議会、9月の末ごろから開会される予定でございますけれども、大阪府の審議の内容を注視しながら村としても一定の議論の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 村への交付金の額というのは見当もつかないんですか。わかれば教えてください。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 現在大阪府のほうからは市町村に対して説明会ということで開催が1回ございましたけれども、その中では年間、全体の4年間で約45億円程度の森林環境税というふうにお聞きをいたしておりますけれども、村への配分等々その辺はまだ具体的には示していただけてない状況でございます。

以上でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

○徳丸議員 新たな事業なんで、村がこういふことで新たな事業として取り組みたいということで具体的な方針をできるだけ早く示して、交付税、交付金がちょっとでもふえるように、また新たな事業、具体的な事業はどういうものがあるのか、作業場の設置とか土場の設置とかありますけれども、いろいろありますけれども、そういうことも含めて検討をぜひやっていただきたいと要望しておきます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 子ども医療費の充実をについて御答弁申し上げます。

村の子ども医療助成制度につきましては、入通院とも所得制限を行わず、義務教育終了までの子どもを対象に実施しております。さらに、村独自の子育て支援策として、ロタウイルスほか、2種類の任意予防接種費用の公費助成や、妊婦健診について国が算出した必要額と同額の助成を行うなど、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに積極的に取り組んでいるところでございます。議員御質問の子ども医療の拡大については、近隣市町の対応状況や今後の過疎計画事業の進捗状況、財政状況を見ながら検討すべき課題であると考えています。

また、対象を高校卒業までに引き上げた場合の影響額につきましては、拡大対象者は約135人で、金額といたしましては約150万円から200万円程度の増加見込みとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 今大阪府下で高校卒業まで医療費助成してるのは寝屋川と豊能町なんです。所得制限を設けてるところもありますけれども、大阪府下でたった2つしかない。だから、本村もできるだけ早く18歳まで医療費を助成できないものかどうか、今まで中学校卒業までということで先進を走っておった状況もありますけれども、もう既に18歳まで医療費助成しているところも出てきてますので、これが実現されればさらに子育てしやすい村としての打ち出しができるんじゃないかと、この点について村長の基本的な考え方をお

聞かせ願いたいと思います。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 村では、子どもの医療費助成について既に義務教育終了までの子どもを対象に実施しており、そのほかにも子どもを安心して産み育てることができるよう、先進的な施策を実施しているところでございます。先ほど住民課長が答弁いたしましたように、医療費補助については本村を取り巻くさまざまな状況を勘案する必要があることから、現時点において対象者を高校卒業まで拡大することは考えておりません。ただ、大阪府の町村長会におきましても、市長会におきましても、全国一律にするように今大阪府、それから内閣府、それから総務省、文科省に申請を行っているところでございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 都道府県の実施状況は、例えば大阪府は3歳までです、補助してるの。ところが全国的には就学前まで補助してるのもたくさんあるわけで、都道府県です。だから、大阪府に対して就学前まで拡大せいということさえいえば、そのぐらいの負担は減るわけですから、18歳までの医療費助成もしやすくなるということになります。ですから、大阪府に対してぜひ就学前まであるいはもっと幅を広げて中学校卒業まで大阪府として実施せよと、こういう要求をすべきじゃないかと、この点を一つお聞かせいただきたい。

もう一つは、村長の決断次第で、先ほど課長が150万円から200万円できるということであればそれだけの予算を組めば実現可能なわけですから、ぜひ実現をしていただきたい。この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 先ほど申し上げましたとおり、国に対しては既に3年前から要望を行っております。また、それとともに、あと私の決断次第ということでございますが、こういうのは非常に他の市町に対しても影響力がございますので、できることなら全国一律にやりたいというのが我々の町村会の今の意見でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

○徳丸議員 他に影響を与えてええんちゃいまっか。村として大阪でたった一つ残った村ですから、村でできてるわけやからほかでもできんことはないということで、非常にインパクトの強い事業となるんじゃないかなと思うんで、ぜひ決断をしていただきたい。要望しておきます。

○井上議長 第2番目の質問者、田中議員。

○田中議員 6番田中博治でございます。議長通告に基づき、以下2点について質問いた

します。

まず1点目は、マイナンバー制度について。2点目は、がん検診無料化に伴う受診状況等について質問をいたします。

1点目のマイナンバー制度について質問いたします。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立いたしました。この制度は、国民一人一人に12桁の番号を割り当て、氏名、住所、生年月日、個人所得、納税実績、年金などの個人情報をもその番号で把握し、管理できるようにするものです。ことし10月には個人番号の通知、また来年1月から希望者には顔写真入り個人番号カードの交付が開始され、この制度の運用がスタートいたします。しかし、このナンバー制度の運用が目前にあるにもかかわらず、多くの村民の皆さんは運用開始によりどのように変わるのか広く伝わっていないところもあるかと思われまます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1つは、制度概要と村民にとっての利便性は何か、お伺いいたします。

2つ目は、個人情報の保護、いわゆるセキュリティ対策についてお伺いをいたします。

3つ目は、制度開始に向けた体制整備と、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

以上、3点について明快なる御回答をお願いいたします。

2点目の質問は、がん検診無料化に伴う受診状況等について質問をいたします。

本年3月議会で千早赤阪村のがん検診の取り組み状況について質問をいたしました。答弁では、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの5種類について集団検診や医療機関委託による個別健診が行われております。平成26年度受診率の見込みは府内の市と町の受診率と比較すると高いものもありますが、国の目標値にはまだまだ下回る状況であるとのことでした。そこで、平成27年度からがん検診が無料となりましたが、無料化によって受診率の向上などに効果があったのかお伺いをいたします。

以上で私の2点についての質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 マイナンバー制度について御答弁申し上げます。

まず、1点目の制度概要及び利便性についてでございますが、マイナンバー制度は当面は社会保障、税、災害対策の3つの分野の行政手続におきましてマイナンバーを提示することにより従来各種手続の際に求めていました添付書類の提出を省略するなど、国民負担

の軽減と利便性の向上を図るものでございます。具体的には、社会保障の給付の申請、届け出時に必要な行政機関が発行する納税証明書などの添付書類の省略が可能となったり、また個人ごとのポータルサイトを活用すれば、自宅のパソコンで自分の情報をいつ誰がなぜ提供したかを確認することができるようにもなります。一方、行政にとりましても情報入力や照合作業の削減など業務の効率化が図れるとともに、所得などが的確に把握できることにより公平、公正な行政運営が可能となります。

次に、2点目のセキュリティー対策についてでございますが、マイナンバー制度については個人情報の漏えいや成り済ましによる不正利用が懸念されており、その対策としてさまざまな措置が講じられております。本村におきましても、個人番号が含まれる個人情報、いわゆる特定個人情報につきましては、従来どおりそれぞれの自治機関において分散管理いたします。また、特定個人情報の利用範囲や情報連携の範囲につきましては、法律及び条例で限定的に規定するとともに、情報システムへの適切なアクセス制御や通信の暗号化、成り済まし防止のための本人確認の徹底など万全なセキュリティー対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3点目の制度開始に向けた体制整備と今後のスケジュールについてでございますが、制度導入に係る規定整備として今議会に上程しております個人情報保護条例の改正を行うとともに、システム整備面では昨年度住民基本台帳システムの改修を実施しており、今年度は税、国保など関連業務システムについて必要な改修を行ってまいります。また、今後のスケジュールにつきましては本年10月から村民の皆様へマイナンバーの通知を行い、来年1月から申請者への個人番号カードの交付も始まります。これに合わせ、児童手当や年金の手続、税の確定申告などにマイナンバーを利用することが可能となります。さらに、平成29年1月からは国の機関において情報連携が開始され、その半年後には各自治体もこの情報連携に加わる予定でございます。それぞれの機関において調整が現在進められております。こうしたシステムの連携が可能となることにより、添付書類の省略などマイナンバーを用いた新たな行政サービスの運用が確立される予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございました。

今後村民の皆さんに周知方法を、そういうのについてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 村民の周知につきましては、今現在村のホームページ、また8月号の広報におきましても制度概要やスケジュールについて掲載をしたところでございます。今後、10月から行います村民の皆様へのマイナンバーの通知にもあわせて、村ホームページや広報紙、また公共施設でのチラシの配布など、さまざまな媒体を通じまして広く通知してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

要望をしておきます。マイナンバー制度の導入は国民負担軽減と利便の向上、行政の効率化、公平、公正な社会の実現を目指すというもので、国策として推進されていますが、さきの年金機構における個人情報の漏えい事件にあるように、漏えいや保護措置に万全を期すとともに、多くの村民がこの制度を理解をし、有効に利活用できるよう周知、啓発に努めていただくことを要望いたします。

ありがとうございます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 がん検診無料化に伴う受診状況等について御答弁申し上げます。

まず、平成27年度のがん検診の現在までの実施状況でございますが、胃がん、大腸がん、肺がん、結核検診を5月に1回、6月に2回、7月に1回、9月に1回実施し、乳がん、子宮頸がん検診を6月に1回実施いたしております。次に、受信状況でございますが、事前申込制としており、各検診とも定員数に達しております。今年度の傾向といたしましては、初めて受診される方の申し込みが昨年度の実績に比べ10%増加しており、また医療機関における個別検診については現在の申込者数が既に昨年度の受診者数を上回っている状況で、無料化に伴う効果が出ているものと思われまます。

今後の予定といたしまして、胃がん、大腸がん、肺がん、結核検診を10月に2回実施し、乳がん、子宮頸がん検診を11月と来年3月に各1回実施いたします。また、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの医療機関での個別検診は3月11日まで実施いたします。

なお、受診率につきましては、引き続き検診を実施いたしますので現在集計はできませんが、年度末には集計とともに無料化による効果を考察したいと考えております。

以上、答弁いたします。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。再質問させていただきます。

この無料化については、本年の4月より始まったばかりで、詳細なるデータは上がってこないと思っておりますので、また来年度末でも教えていただければありがたいかと思っております。そのときはよろしく願いいたします。

なお、がん検診をして早期発見、早期治療に結びつけることが大切ですが、村のがん検診で精密検査が必要となった場合、どのような対応を考えられているかお伺いをいたします。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 村のがん検診で精密検査が必要となった場合、希望される医療機関に村より紹介状を発行し、精密検査を受診してもらい、医療機関よりその結果を返送していただき、またその結果を把握しております。受診していない方につきましては、保健師より精密検査の必要性を説明し、未受診者がいないように努めております。今後のがん検診につきましては受診しやすく精度の高い検診が実施できる体制を図り、受診率向上に努めたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。要望を申し上げます。

がん検診については、初めて受診される方がふえていることなど無料化の効果が出ているということでございます。今後も村民の皆さんへ十分な周知に努め、誰もが受診しやすい体制をつくっていただきたいと思います。要望いたしておきます。ありがとうございました。

○井上議長 ここで休憩を行います。

午後1時から再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○井上議長 午前中に引き続き再開いたします。

第3番目の質問者山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。議長通告に基づき、次の3点について質問いたします。各担当課の答弁を求めます。

1つ目は、全国学力・学習状況調査について、矢倉教育長にお尋ねいたします。

毎年4月、全国学力・学習状況の調査が小学6年生と中学3年生を対象に実施されております。そして、今年度の調査の結果が8月25日公表され、新聞紙面でも大阪府の公立小・中学校の平均点が全国ほぼ平均点に近づき、これまでのワーストスリーから脱却する

ことができたとの報道がありました。そこでお尋ねいたします。今まで長年低迷していた大阪府の子どもたちの成績が急に押し上げられた原因はどこにあるかお尋ねいたします。

2点目は、グリーンプランパートナーシップ事業の進捗についてです。これも6月定例会において木質培養に関する村の認識をお伺いしながら林業振興のためしっかり取り組んでいただくよう要望したところではありますが、その際、グリーンプランパートナーシップの事業の補助金の公募の申請を行い、木質バイオマスボイラーの導入を可否の検討にあわせて林業振興の取り組みを検討するとの答弁でありました。そこで、グリーンプランパートナーシップの事業のその後の進捗について高橋理事にお伺いいたします。

3点目、今後の上水道事業の施設整備について。大阪府公共水道企業団との統合後の施設整備について6月議会に全員協議会において千早赤阪村水道事業ビジョン及び水道事業の大阪府広域水道企業団との統合について、住民説明や意見の募集を行い反対などの意見がなかったと聞いております。千早赤阪村水道ビジョンでは、大阪広域水道企業団との施設整備について岩井谷上水場を廃止し、企業団からの受水地点をふやし、村のプール設備を整備することになっているが、今後施設整備計画がどのような内容であるか詳しくお伺いいたします。

以上、3点よろしくお伺いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 全国学力・学習状況調査について御答弁申し上げます。

今回実施された全国学力・学習状況調査のうち、中学3年生の結果が来春行われます高等学校入学試験の内申書に評定平均の範囲を算出するという目的で活用されることが大阪府において決定されたことから、生徒がこれまで以上に努力し成績が上昇したという報道がされております。しかしながら、この結果につきましては児童・生徒の努力もさることながら、大阪府教育委員会の助言により、市町村教育委員会主導で昨年度成績の思わしくなかった学校が全学年においてその指導計画を立て、その検証をするなどの取り組みの成果が大きいのではないかと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

○山形議員 今の答弁の中で楽しい、成績がよかったということを伺いました。これまで本村の中学校は1校のみであるために、点数の公表がされないようですが、今回の学力テストにおいて本村中学校及び小学校成績の結果はどうであったかお伺いいたします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 本村中学校におきましては、国語、数学、理科、全ての科目において全国

の平均点より5ポイントから10ポイント高く、大阪府の平均点より8ポイントから11ポイント高いという結果で、これは恐らく大阪府内におきましてはトップクラスであろうと考えられる大変よい結果でありました。また、小学校におきましては国語B問題、いわゆる思考力を問う問題においてのみ大阪府の平均点よりわずかに低いものの、その他は全て大阪府や全国の平均点を上回る結果でありました。

以上です。

○井上議長 質問を受けます。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

その5ポイントとか10ポイントという御答弁を今いただいたんですけども、お答え願いたいんですけど、私の頭の中にはポイントは別として、この本村中学において国語、数学、理科の全ての科目において全国の平均点よりよかったと。けども今、全国では今回の中学生が何位ぐらいにランクしているのか、それとも、もう一つ大阪府下でどのぐらいのランクにおるのか、上位とおっしゃいましたけども具体的にもしわかれば全国やったら10位以内に入っとったとか、大阪府内やったら5位以内に入っとったとか、そういうことがもしわかればお聞かせください。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、5ポイントとか10ポイントというポイントということですけども、これは100点満点ではないので、5点とか10点とかという表現は適さないということであります。

それから、順位に関しましてはマスコミでも一切公表されておりませんので、私どもの村の中学校がどれぐらいの順位だったかということとはわからないんでありますけども、過去の例から見ましても、平均点において一番下の悪い科目においても大阪府よりも8ポイント上、それからいい科目においては平均点が11ポイント上ということは、恐らく、順位はわかりませんがトップクラスは間違いないと考えております。

○井上議長 要望をお受けします。

○山形議員 本来ならばその順位を聞かせていただきましたら、これからの村が創生総合戦略の人口ビジョンというものにうとうてますように、この結果をうちは今回こうやったんやということでホームページに載せていただけましたら、転出を防ぐこともできるやろうし、また逆にええ教育を、自然環境に恵まれた中で教育されてるんやなど、この千早赤阪村の小・中学校はと、そういうのは一つのポイントになると思いますので、そういう順位を聞かせていただきましたかったんですけども、これは要望しておきます。同じことを申し

ますけども、やはり創生総合戦略の人口ビジョンと一つとして、今先ほどの何べんも言いますけど、転出を防ぎ、転入をやることにおいてはこの教育というものは一番大事やなど私は思っておりますので、ぜひともこのホームページに大々と載せていただいて、うちの宣伝をしていただきますようお願いして終わります。

ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、高橋理事。

○高橋理事 グリーンプランパートナーシップ事業の進捗について御答弁申し上げます。

グリーンプランパートナーシップについてですが、このたび無事補助金の交付決定がされ、新庁舎や金剛山ビジターセンターへの木質バイオマスボイラー及び太陽光発電設備の導入の可否を検討するための委託契約を行いました。具体的内容としましては、9月から来年2月上旬までを委託期間として、エネルギー利用可能性調査や最適な設備システムと事業採算性の見当等の調査、分析業務を行うこととしております。また、この中で木材生産者、加工業者、運搬業者等の実態を踏まえた現実的かつ適切な運営体制の見当、間伐材を活用した木質チップの生産に至る森林資源、経済の村内循環システムと雇用の創出、さらにはこれに伴う定着人口を増加するためのスキームづくり等の検討もあわせて行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

6月の議会において農林振興策でいかがですかということで質問したところに、こういうグリーンプランパートナーシップの事業があるということで御答弁いただいたので、今回はこの事業について質問させていただいたわけですが、今答弁いただきましたようにこの事業を上手に使っていけるんやろうなというような今の答弁でわかりました。これは質問でなくして、要望させていただいておきます。

本事業により林業振興策をしっかりと検討していただくとともに、他のあらゆる制度も活用していただき林業を活性化することが活力ある村の実現につながると思っております。着実にこれを制度活用していただきまして、進んでいただくことを改めて要望するとともに、またこの振興策について12月の議会にもう一度私もチャレンジさせていただきたいと思っておりますので、そのときはよろしくどうぞ。ありがとうございました。

終わります。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、松本理事。

○松本理事 今後の上水道事業の施設整備について御答弁申し上げます。

千早赤阪村水道事業ビジョンは、水道事業の経営の安定を図りながら村民のニーズに応えるライフラインとしての基幹施設の構築を目指し、次世代への継承していく将来計画として策定したものでございます。水道事業の多くの課題を解消し、安全で安心な水道水を供給するためには、大阪広域水道企業団との統合を図ることが本村にとって最善の施策と考え、本議会でも企業団の規約変更を御審議いただいたところでございます。企業団と統合後に実施する施設整備の主な事業についてですが、小吹台低区配水池で企業団から新たに受水を行い、既存の川野辺受水場と主要な配水施設管を相互に連絡する村内ループ施設を整備するものでございます。このループ化により、事故水から企業団水に切りかえることで安心して安全な水道水を安定的に供給することが可能となります。また、この事業に伴い主要な配水施設、管路の耐震化を実施していく予定であり、災害時の給水体制が飛躍的に向上することが期待されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

松本さんとは2度これでキャッチボールさせていただいておるんですけども、私は村民の一人として安心して水がいただけるということが第一条件でありまして、最近では大きな被害は各地区で出てますけども、幸いにして千早赤阪村という地区は大阪企業団との統合によって村民が水のことについては安心していけるなという実感でございます。

そこで一つ質問させていただきます。村内ループ化施設を整備することが具体的な事業内容に詳しくお聞かせ願いたい。それからまた、この整備により村民にはどのようなメリットがあるのか、この点ちょっとお聞かせください。

○井上議長 松本理事。

○松本理事 村内のループ施設の整備の事業内容といたしましては、村内の主要な配水施設であります川野辺受水場、水分低区配水池、下東阪配水池、小吹台高区配水池、小吹台低区配水池を耐震化するとともに、耐震管で各管路を接続していきます。村内の配水池をループ化する事業でございます。各配水池を接続する管路については耐用年数が経過した既存の管路の更新や新設を行うとともに耐震化を図ってまいりたいと考えております。こうした企業団からの受水をループ化することによりまして、川野辺受水場、小吹台低区配水池のどちらかが受水できないような状態となった場合でも、どちらか一方の受水が可能であれば村内への配水が可能となります。さらに、各配水池において応急給水できるよう

に施設整備を行い、災害時の飲料水の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

メリットが今示されたような感じやなと思って安心しております。そこで今度は村民に与える影響はどうなのかと。村内ループ化の事業期間が一つ、それから事業費、それから財源、この間もちょっとございましたけど、この事業を実施するに当たって村民への影響がどういふようになってくるか、これをお知らせください。

○井上議長 松本理事。

○松本理事 この施設整備は、平成29年から平成38年までの10年間の事業であります。総額約13億2,000万円の事業費となっております。事業費のうち3分の1の約4.4億円が国からの交付金として受けることができます。この交付金は、企業団と統合することにより受けることができるものでございます。また、事業による水道料金の村民への負担軽減策としまして、本村一般会計より約8億8,000万円を負担する予定としております。こうしたことを踏まえまして、今後も水道料金の値上げを抑制するなど、できる限り村民負担が軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

山形議員。

○山形議員 今の御答弁いただきましたから、今回私もちょっと一安心してるんですが、細かい数字に事業費、それから一般会計からも8億8,000万円負担するとそういう御答弁をいただきましたけど、それはそれとして、これからの進め方によると思いますけども、そういう形でこういう予算をとらんことには前へ進まんということはよくわかりますけども、これからの要望として村民が安心して飲むことができる水道水の供給を行うためには、説明のあった施設整備の計画が必要であり、企業団との統合することにより、安心して安全な水道水の供給が可能になると考えております。村民の負担ができるだけ、できるだけかかりませんように努力していただきまして、安心して水道水が頂戴できますようお願いしてこの質問を終わらせておきます。ありがとうございました。

○井上議長 第4番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。通告に基づき、2点について質問いたします。

初めに、国保の広域化について質問をいたします。2018年より現在市区町村で行っておる国民健康保険が都道府県単位で行われるようになります。広域化により、村の国保

運営はどのように変わるのか、保険料やこれまで行ってきた保健事業は維持されるのかなど不安があります。既に今年度から共同安定化事業は全医療費対象になり、実質的には都道府県下と同じ仕組みになり、広域化が一部先行実施されております。広域化が実施されても市町村は保険料を決定し、保険料の賦課、徴収を行う、これまで行ってきた証明書の交付や現物給付の支給決定など、これまでどおりの業務を行うことになっていると聞いております。そうであるなら、広域化になったからといってどこがどう変わるのか、目的は何なのか知りたいと思います。また、今後のスケジュールなどお伺いいたします。

次に、旧千早小学校、富田林分校跡地の活用について質問いたします。

村は平成28年度に公共施設整備委員会を設置し、旧千早小学校や富田林分校を初め、小吹台方転地など、村の公共施設の有効活用などについても検討される予定です。千早小学校は2008年3月閉校以来8年となり、この間校舎は村の倉庫として、体育館は投票所として利用されているのみで、草刈りや維持管理費に費用がかかっております。村の財政負担ばかりか、地域の寂れたイメージを拡大されるばかりであります。今後、千早小学校校舎を貸し出し活用することや、富田林分校跡を活用し、村の活性化につなげるべきだと考えます。村づくり経営計画進捗状況報告では、ことし7月に有効活用について区長と懇談会を実施し、旧千早小学校区の7区長から要望が出ていると報告がありましたが、その内容について御報告いただきたいと思います。

さて、文部科学省はことし4月、廃校リニューアル50選事業結果報告をしております。大阪府下では貝塚市で平成10年に廃校となった小学校を林業、農業体験型研究交流施設そぶら貝塚ほの字の里として、年間16万7,000人が利用しております。奈良県川上村ではトントン工作館、親子が木に親しむことができる木工工作室、宿泊施設として年間利用者1,900人が利用しております。三重県宮川村では、大杉谷地域総合センターと、それと大杉谷自然学校としてデイサービスと環境教育施設として活用されております。さて、村では千早小学校が廃校となって8年がたち、この間運動場は地域に開放されているものの、先ほど申しましたように体育館は年に1回程度の投票所として、校舎は村の倉庫として利用されるのみでございます。私どもはこの間、校舎を木工や陶芸などの物づくり、イベントやギャラリー会場、練習場に貸し出し、活用してはどうか質問をしてきましたが、こうした利活用で民間から問い合わせなどがなかったのか伺います。

平成19年廃校となった多聞小学校は、浪速学院に売却されて平成21年4月より浪速小学館として学生の宿泊、学習施設として生かされています。自然休養村センターは、オルターと賃貸契約をして村には年間120万円の収入があり、オルターはオーガニックレストランも開店され、村内外の人が利用しておられます。千早小学校、富田林分校跡にお

いても、村の活性化に向けて活用されるよう取り組むべきではないでしょうか。

以上、質問よろしくお願ひいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 国保の広域化について御答弁申し上げます。

国保運営については安定的な財政運営や、効率的な事業の確保を図り、制度を安定化させることを目的に平成30年度より府が財政運営の責任主体となることが決定しております。それに伴い各市町村で行ってきた財政運営について責任主体は府へと移行され、資格管理、保険料の決定賦課や徴収、給付の決定、保健事業については従前どおり市町村が担うとおおむね決定しております。次に、保険料の決定賦課、徴収についてでございますが、府が市町村ごとの医療水準、所得水準をもとに納付金を決定し、市町村は府から示された標準保険料率を参考に個々の事情に応じた賦課徴収を行い、府に納付金を納めるシステムとなります。また、保健事業は地域住民と身近な関係にある市町村が今までどおり行い、府は市町村に対し必要な助言、支援をすることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 今年度から長年の強い要望でありました国保料の引き下げが実施されて、大変喜ばれております。その結果、府下では現時点では一番低い保険料となりました。今度、広域化になっても保険料は村が決定するということですが、この保険料は30年までの間はどうか、その先引き上げにならないようお願いしたいわけですが、そのことはどうかお伺ひいたします。

先ほど答弁にもありましたけれども、広域化以降は標準保険料率を府が示した上で村が決定することになりますが、ある程度府が指導するということになるので、村が安い保険料を決定しにくいのではないかなということで、その点お尋ねしたいと思います。

それから、村の保健事業はこれまでどおり維持されるような御答弁でございました。人間ドックは現在7割助成、3割負担で大阪府下は大体5割負担のところが多くて、村の水準はいい水準でありますけれども、受診率もいいほうではないかと思ひます。これで広域化になったら人間ドックの制度はこれまでどおりしてもらえるのかお尋ねします、それが2つ目と。

あと、滞納者への対応ですけれども、今、村は短期保険証の発行で資格証明や差し押さえなどはやっていませんけれども、これは現状どおりにしていただきたいと思ひますが、その点、3つ目。

それから、今年度から広域化が一部やられておりまして、保険給付の30万円から80万円であったものが今はもう全医療給付から共同事業安定化でやっていますけれども、その影響額というのはどれぐらいあるのかお尋ねします。

もう一つですが、広域化に向けて国のほうが各市町村に交付金を分配しているようですが、その額は村はどれぐらい入って、いつそれが措置されるのかお尋ねします。

○井上議長 池内課長。

○池西住民課長 1点目の国保料でございますけれども、広域化になって保険料が上がるのではないかと懸念されているようですけれども、府下一元になったからということで、直ちに保険料も統一されるということはないと聞いております。保険料算定につきましては、国や府においてもただいま議論しておりますので、今後ますます進んでいくことかと思えます。村といたしましても、今後こうした動向を十分注意してまいりたいと考えております。

2点目が、保険料について指導があるんじゃないかということですが、先ほども言いましたように府が示された標準保険料を参考に村が保険料を決定すると、ほんでまた賦課も、賦課徴収するということです。徴収した保険料を府に納付することとなります。法定外の一般会計からの繰り入れなど、そういうことはできないと思えます。それでまた示された標準保険料を全く無視することはできへんのかなと思っております。

次は、人間ドックですが、現在本人さんに3割負担、7割助成で実施させていただいております。人間ドックにつきましても保健事業のうちでございますので市町村が実施することになると思えます。しかし、まだ詳細につきましては決定しておりませんので、今後このワーキンググループとかでも議論が進んでいくものと思われまますので、動向を注視してまいりたいと考えております。

滞納者への短期証の発行、資格証明書や差し押さえの件についてでございますが、現在村では資格証明書は発行しておりません。短期証の交付につきましては3カ月更新を引き続き行ってまいります。国保で財産の差し押さえ等の実績はなく、納付相談によりまして対応いたしております。それと、保険財政安定化事業の30万円から80万円であったものが1円から80万円に変わったということで、その影響額ですが、平成27年度につきましては調整交付金で90%交付予定されております。影響額といたしまして250万円のマイナスになるかと考えております。

それと、1,700億円の国庫予算についての質問でございますけれども、1人当たり5,000円程度の交付金が府のほうで試算されております。単純に村のほうで被保険者

が2,000人ございますので、掛けますと約1,000万円の交付が見込まれます。それで、年内に申請いたしまして年が明けまして交付を受けるということになります。詳細につきましては12月の議会で補正予算案を上程する予定でございます。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 いろいろ細かい点、ありがとうございます。

保険料については今大阪府下で一番低い保険料となって、これまでの村民の皆さんの声が生かされたという点で、できるだけ頑張っていたいただいてこれを維持していただくようお願いしたいと思います。

それから、人間ドックですけれども、これは早期発見、早期治療にすごく影響しますので、この点についても大阪府下がどういうことであれ現状を維持していただきますようお願いしたいと思います。

それから、1,700億円の配分ですけれども、村の試算では、それが村では1,000万円程度あるだろうということで、このお金を一体どういうふうに、積立金に置いておかれるのかどういうふうに扱われるのかはわかりませんが、これまででも村の積立金は法定外繰り入れをしない中でも1億6,600万円あって、そしてそのお金を使わなくても引き下げができたという実績を持っておりませんが、府下の市町村で積立金を持っていないところが大阪市とかああいう大きなところが積立金持ってなくて、赤字財政をやっている中で村は非常に努力をさせていただいて、健全化を保っていただいておりますけれども、それはこれまでの高い保険料につながってきたわけですから、この1,000万円についても被保険者の負担にならないようにぜひお願いしたいと思います。

それから、当初この広域化が言われたころには、小規模自治体の国保ほど財政が脆弱やから広域化やったほうがいいんやということで、この村でも当初は10年ほど前ぐらいでしようか、早いこと広域化やってほしいという担当のほうの声もあつたんですけれども、ところが今となりますとは小規模自治体のほうが健全財政をやっているのです結局厚労省のほうは、この広域化は医療の適正化のためやと言うてるらしいです。その適正化、つまり給付抑制と医療抑制が行われるのではないかという不安も出ておりますけれども、こうしたこれまでの小規模自治体救済のための広域化や、今はそうじゃないんやという動きに対して村はどう受けとめられているのかお尋ねしたいと思います。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 広域化によりまして、メリットと申しますか、小さい規模の保険者でありましたら、人工透析とか高額な医療が発生した場合にリスクが大きいというところがご

ざいます。それで、広域化することによってリスクが分散されることも考えられます。保険料の急激な値上げやそういうことにもつながらないかなというふうに考えております。

それと、保険者が都道府県内で住所移転された場合、今までいた府内で住所移転された場合は高額療養費とかその辺も一旦ゼロに戻るといいますか、引き続き多数該当とかそういうのは引き続きできないんですけども、府下一元化になるということで府内の移動の場合は高額療養分も多数該当しますので、被保険者に還付される療養費も多くなると、そういうふうなメリットもあると思います。

以上です。

○井上議長 要望をお受けします。

○関口議員 先ほどからの質問の中身の要望に尽きると思うんですけども、広域化によって国保料が引き上げにならないように、それからもう一つ、福祉医療、村がやっています子ども医療費などに対してペナルティーを市町村に転嫁するというような動きもあると聞いております。だけど、そうしたことにならないようにぜひ最高水準の福祉医療を続けていただきたいと思います。

最後に、これまで村がやってきた保健事業を広域化によって後退させないということをお願いしときたいと思います。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 旧千早小学校、富田林分校跡地の活用について御答弁申し上げます。

まず、旧千早小学校の活用につきましては、ことし2月に旧千早小学校区の5地区長の連名により旧千早小学校の施設の有効活用に関する要望書が提出され、本年7月に村長との懇談会を行いました。要望の内容としましては、旧千早小学校区には広域的に活用できる施設がないことから、健康福祉のコミュニティ交流の場や避難所、スポーツ振興による運動場の活用など、地域住民が利活用しやすい施設整備を強く望むというものでございました。旧千早小学校の活用につきましては、今後も引き続き地域の皆さんの御意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、富田林分校跡地についてでございますが、現在分校跡地の管理運営につきましては、社会福祉協議会に委託し、村老人クラブがグラウンドゴルフなどで利用しております。分校跡地の利活用につきましては、まず現在抱えている境界確定などの諸課題を解決することが不可欠であるということから、引き続き事務作業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 再質問をお受けします。

○関口議員 千早小学校については地区の区長さんから地域の活用にしたいということで要望が出ているとお聞きしましたがけれども、これまでに、1点目の質問で言いましたけれども、物づくりの関係の人やとか、そういう人からこういうことで使いたいというような問い合わせはなかったのかという、その点についての御答弁をお願いしたいと思います。

それで、最近廃校、閉校したところに対しては、福祉施設とか介護施設などの需要もあるということで、そういう施設、そういう分野への転用があちこちでやられているようですけれども、村でもこれから高齢化がもっと進む中で老人施設であるとかそうした分野に発信していくということはどうでしょうか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、使いたいという要望があったかということでございますが、直接総務課のほうにそういった団体等からの要望というのは聞いておりません。

また、介護施設等への転用ということでございますが、まずその転用するに当たりましては現校舎の耐震等の問題もあります。また道路等のアクセスの問題もありますので、そういったことも今後検討していくことが必要であると考えております。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 多聞小学校、それから自休村センターについてはそうしたことはこっち側で一切やらなくて、借りる人、購入する人が全部やるということで、村の負担なしで活性化、それから村の財政も潤していると思うんです。そのままにしているのでは大違いですので、今後公共施設の検討委員会でもぜひお願いしたいなど、検討をお願いしたいと思います。

それから、千早小学校の利用なんですけれども、今総務課でやっておられますけれども、村づくり課ではいろんな問い合わせも最近はあると聞いておりますので、そうしたところとあわせて村の発展につなげるような方向でぜひ村づくり課、総務課などとも連携しながらやっていただきたいなと思います。

それから、富田林の分校跡ですけれども、徳島県の上勝町というところでは廃校を複合住宅、村営の町営住宅にやってすごく若い人が帰ってきたと、あのまま運動場として、今はグラウンドゴルフに利用されているだけですけれども、村営住宅あるいは住宅の開発、そうしたことで人口増加につなげていくこともどうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 また、分校の開発ということでございますけども、分校の跡地につきましては今現在境界確定等で、当然境界確定してませんので、そういった確定の問題がまずございます。それと、まず開発する場合に当たりましては、開発の許可が要りますのでそういった開発許可の法的な問題、また、道路等の接道の問題がありますので、そういったことも解決する必要がありますので、そういったことも今後踏まえまして総合的に判断したいというふうに考えております。

○井上議長 要望をお受けします。

○関口議員 要望いいです。

○井上議長 5番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 4番、公明党浅野利夫でございます。議長通告に基づきまして2点質問をさせていただきます。

1番目が、高齢者の社会参加の推進についてお伺いします。

本村の高齢化率も平成26年度末現在39.6%となりました。10人中4人が65歳以上であります。少子化に加え、団塊の世代が65歳以上となったためであり、大阪府下でも高齢化率が最も高く、今後高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりをつくり上げていくことが重要であります。健康で長生きをと誰もが望んでいることですが、最近では住民同士のつながりが若干希薄になっていると考えております。積極的にボランティアグループに入り、活動されている方は一部の方にとどまっております。村としても元気な高齢者には生きがいづくりや社会参加の推進など、地域活動に積極的に参加してもらうよう施策を検討してはどうかと思います。その点をお伺いしたいと思います。

2つ目が、防犯監視カメラの設置についてお伺いします。

先月、寝屋川市で中学1年生の男女が車に乗せられ殺害されるという社会を震撼させた痛ましい事件が発生しました。大阪府警察の総力を挙げた執念の捜査により、2人とも遺体で発見され最悪の事態となりました。犯人は検挙されましたが、完全黙秘しているためはっきりした原因は不明のままです。しかし、犯人検挙に威力を発揮したのがコンビニ等に設置された防犯カメラであります。防犯カメラについてはプライバシーが問題視されておりますが、今回の事件をまねた同様の事件がいつどこで起きるかわかりません。本村は全般的に街灯などの明かりが少なく、都会とは比べ物になりません。今回の事件も深夜に商店街を行き来するという特異性がありますが、防犯上、また子どもの被害の未然防止の観点からも本村も防犯カメラの設置が必要と考えます。

そこで、防犯監視カメラの設置についてお聞きします。今、村内の防犯カメラの設置状

況はどのようになっているのか。2、他の市や町では地区に補助金を出してカメラを設置している自治体もあります。本村でも地区に補助金を出してはどうかという、以上の2点の質問です。的確な御回答をよろしく願いをいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 高齢者の社会参加の推進について御答弁申し上げます。

本格的な少子・高齢社会においては、高齢者が支えられるだけでなく社会を支える役割を担うことができるよう、社会参加活動の促進や就労機会の確保などさまざまな取り組みを進めていくことが必要であります。また、高齢者は豊かな経験、知識、技能を持っており、こうした能力を積極的に生かしていくことは高齢者の生きがいづくりや介護予防、健康寿命の延伸に大きく効果があります。村内においてはシルバー人材センターやボランティア活動などによる高齢者の活躍の場や、各地区福祉委員会による高齢者の集い、世代間交流、喫茶など地域においてさまざまな活動を実施されております。今後、増加する高齢者に対しこのような活動に積極的に参加していただくために、地域における通いの場や介護予防の活動の場所の情報提供を村広報紙やホームページなどにより行ってまいりたいと考えております。また、村社会福祉協議会と協力しながら高齢者の社会参加が図られるような施策についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 どうもありがとうございました。

今ボランティアとかそれは社会福祉協議会で行っているということで、福祉委員とか皆さんが世代間交流とかいろいろ活動なさっていることもよく知っております。先日、9月6日日曜日でしたけれども、午後から福祉の集いがくすのきホールでもありました。私もコマまわし担当してくれということで行きましたけれども、大体参加された方の顔ぶれ、見てましたけれども、いつも同じような顔ぶれが多いように思いました。この福祉の集いで課長も参加されてましたけれども、どのぐらいの人数で、またそこで何かエピソードがあったとか、お聞きになれば教えていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 9月6日の福祉の集いでございますけれども、参加者は385名で、昨年に比べまして172名ふえております。当日は手話、また絵手紙など、村で活動するボランティアについてそれを体験してもらうブースがありまして、体験された中で活動に参加したいという方が数名おられたと聞いております。また、今回新たな取り組みといた

しまして実施しました健康チェックコーナーも大変盛況でございまして、皆さん関心を持たれておりました。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 いろいろ考えてやっていただいて、去年の福祉の集いはたしか葉っぱビジネスで四国のほうから来ていただいたと思います。いろいろ考えていただいて、高齢者の方が1人でも参加できるように、今回もかなり、385から172名参加ですか、去年より多いということいいことかなと思っております。ほかにもいろいろ事業とかやっていただきたいとことがありますけれど、最初の答弁でも社協と協力しながら高齢者の社会参加を図れるようにしていきたいという、検討したいということの答弁ももらいました。私も以前にこれは別にお金もらったわけじゃないですけど、党としてもカーブミラー清掃したりいろいろやっております。今でも大体小吹台地区の方がほとんど多いように僕も見受けます。積極的に参加されてると思います。旧村の方はどうしても農家の方が多いんで、多分忙しいんじゃないかなと思いますが、以前に私もカーブミラー清掃もしましたけれど、やはり高齢者の方が何か一つでも入っていただけるように、そういう難しいことではなく、僕がやったカーブミラー清掃くらいやったらそう大したことなく、脚立一つあればできるかなと思いますんで、こんなこともこれが全てじゃありませんけれども、また社協のほうと検討していただきまして、シルバー人材センター使っても、検討していただければと思っておりますんで、要望です。よろしくをお願いします。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 防犯カメラの設置について御答弁申し上げます。

防犯カメラの設置につきましては、犯罪の抑止効果が高まるとともに、防犯カメラの映像が決め手となり、犯罪者の検挙につながる事例も多く見られ、安全で安心なまちづくりに一定の効果が期待できるものと考えております。1点目の本村での設置状況でございますが、個人の住宅や民間事業所などでの設置状況につきましては把握しておりませんが、村としましては趣旨は違うかもわかりませんが、岩井谷浄水場などの水道施設に監視カメラとして13台設置がございまして。また、今議会に補正予算を計上させていただいておりますが、道の駅の自動販売機が複数回にわたって荒らされるという事案が発生しており、治安が悪化していることから警察とも協議を行い道の駅への防犯カメラの設置を予定しております。

次に、2点目の防犯カメラ設置に伴う補助制度でございまして、子どもの安全や地域の安全を守る観点から、地区からの設置の要望等の状況を勘案しながら今後検討してまいり

たいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 今回の質問じゃないけど、東阪の水源地ですか、貯水池ですか、その裏に不法投棄があるということで防犯カメラをつけたということを知っていました。今も答弁の中で自販機が荒らされるから、道の駅への設置を予定しているということで、今回の補正予算でも計上されましたけれども、今考えておられるのはこの1カ所だけが防犯カメラをつけるということですが、ただ1カ所だけでは効果が薄いんじゃないかなと思いますけれども、もっとふやす考えはないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 安全で安心なまちづくりを推進していくということから、防犯カメラが有効と思われ道路等の公共空間につきましては、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図りながら、犯罪の抑止力を高めることを目的としまして、今後設置について検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 確かに防犯カメラは、きのうだったと思うんですけど、17日の読売新聞の記事ですけど、守口市で防犯カメラを1,000台増設するというので、面積当たりでいけば全国一らしいですけど、来年の10月ぐらいまでに向けてやっていくということです。当然、この村ではそういう子どもの被害がなければいいんですけど、私も知っている柏原市のほうで1人、児童の方が亡くなられて見つかったということで、場所が知ってるだけであんな田舎のほうで殺されるんか、かわいそうだなという思いが非常にあります。だから、子どもの被害防止とか、地域の安全を守る意味からも私どもの村にはコンビニはないですけど、防犯カメラが非常に効果的だと思います。例えば村の出入り口、309、場所は要りますが森屋の交差点か、どちらでもいいんですけど309とか、奈良県へ抜けるところとか出口とか、そういうところに防犯カメラをつければかなりこういう安全面がカバーできるんじゃないかと思ってます。ただ、村独自で勝手につけるわけにもまいらないと思いますので、富田林警察とか安全協会とか、その辺の管理体制しっかりと検討していただいて、村の安心・安全にさらに高めていただきますよう、これは、もしつければ補正予算組んでも一日も早くお願いしたいと思いますので、これは強く要望しておきます。

以上です。

○井上議長 第6番目の質問者、清井議員。

○清井議員 議席番号5番、清井でございます。通告のとおり下水道事業の検討というテーマで質問したいと思います。

住民の生活改善と水質保全を目的として下水道事業は整備開始以来20年が経過しました。平成26年度までの整備面積は計画面積371ヘクタールの53.9%、普及率は74.9%となりました。これでおおむね住宅密集地の整備はできたものと思われま。有収水量は平成18年度以降、村の人口の減少に伴い年々減少し、あわせて使用量も減少しております。一方、今後施設は老朽化して維持管理費が増加していくものと思われま。財政面では地方交付税の算入が一部あるものの、一般会計からの繰入金が毎年1億円を超えており大きな負担となっています。本年度より合併浄化槽の設置、維持管理費への補助金の増額等が行われていることも踏まえまして、今後の下水道整備事業のあり方について再検討していただきたいと思いますが、村の考え方をお聞きしたいと思います。

○井上議長 質問事項の答弁者、赤阪施設整備課長。

○赤阪施設整備課長 下水道事業の検討についてお答えします。

下水道事業につきましては、生活環境の改善を図るため生活排水処理施設として平成6年度から事業に着手し22年目を迎えており、これまでの整備状況は議員お示しのとおりでございます。下水道事業会計における収支状況は、過去10年間は歳入歳出約2億円前後で推移し、横ばい状態ではありますが、料金収入については平成18年度をピークに人口減少などから緩やかに減少している状況です。本来、下水道事業の主たる財源となるのは料金収入であります。本村の場合料金収入で賄うことは困難な状況で、今後も年間約1億円から1億数千万円程度の一般会計からの繰り入れが必要と考えております。今後の下水道事業につきましては、地域のバランスも考慮しながら市街化区域内で残っている未整備区域を優先的に整備を進めてまいります。また、下水道処理区域のうち事業認可の未取得部分などの地域については、住民の皆様の意向もお聞きしながら浄化槽整備を含めた最適な整備手法を費用対効果の観点から再検討を行うとともに、必要に応じて下水道全体計画の見直しの検討も行ってまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 ただいま答弁いただきましたとおりのことなのでしょうけども、もう少し細かい数字について検証、確認もあわせてお聞きしたいことがありますので聞かせてもらい

ます。

ただいま手元にお配りしました使用量の経費に対する割合、回収率っていう一つの決算統計がありまして、これを見ていただきたいと思います。

まず1番目の①の有収水量、要は収入につながってくる水道ですが、平成18年の38万9,000トンが26年度には35万1,000トン、3万8,000トン減少しております。これが約1割です。これにあわせて②の料金収入の欄を見ていただきましたら、平成18年の5,186万7,000円が26年度には4,667万7,000円、520万円の減で同じく1割減となっております。そして、この間、使用料単価は平成18年の消費税相当額加算以降、ずっと130円で値上げをしてまいりませんでした。ところが一方、管理費と資本費の合計である⑥の汚水処理費、これはいわゆる算定経費というものなのですが、これが1億円余りでずっと推移しております。そこで、⑦のトン当たり処理原価、これはかかった汚水処理費を有収水量で割った数字になるわけですが、トン当たりの処理原価は平成20年度以降のこの要因の一つとして資本費の増加、そして先ほど言いましたように有収水量の減少、そういったことによりまして年々上昇傾向にあります。さらに今後、維持管理費は施設が老朽化すれば当然、増加していくものと思われま

す。その結果、使用料単価と処理原価の割合である回収率、要は先ほど課長おっしゃいました幾ら、どの程度賄われてるのか、その賄われ率です、使用料というもので賄われている率が20年の59%をピークにしまして24年以降ずっと50%を割り込んでいる、つまり村の下水道事業のうち料金収入で賄われているのは50%以下であって、そしてその不足分については一定の交付税算入はありますが、一般財源によって賄われているということになります。

次に、下の水洗化率、(C)です。供用開始区域内の人口と水洗化人口の割合、要は供用開始したけどもどれだけの人がそこに接続して加入していただいているのか、その割合を見た率です。それを見ましたら平成18年の水洗化人口、これが3,909人、これが26年度になりましたら3,751人と158人減少しているんです、区域内人口が。加入人口が減少しながらも18年と26年の加入率を見ましたら上昇しているんです、2.9%。これはどういうことかと言いましたら、加入している人の減り方よりもその地域に住んでられる人口の減り方のほうがきついために、分母が小さくなってきますから余計に見た目には加入率はよくなってるんやなというんですが、実態としては、利用している人あるいはそこに住んでいる人が減っている、こういう捉え方になってくると思います。そして、この間に整備された供用開始面積、ヘクタールであらわしていますが、これについては供用開始に18年度以降かなりペースダウンはされたものの、177ヘクから193

と、16ヘクタール、9.2%拡大されております。当然整備面積が拡大しますと今後維持管理費、そして建設に伴う資本費は増加してまいりますから、今後も資本費は増加していくであろう、そういう見方になってきます。ところが、逆にそれを利用していただく加入者、これが減っていくとすれば料金収入が減っていきますから回収率はさらに低下していくのではないかなという、こういう一つの目安が見えてくるのかなと、こう思っています。

そこで、まず下水道は下水道収入で賄うのが建前っていうことを先ほど課長おっしゃってましたとおり、回収率を改善せないけません。回収率を改善するには、まず一番早いのが使用料を見直す、値上げをする、です。これは今回消費税もプラス3%になりましたから、それ相当分ぐらいは住民の方に負担してもらってもいいんじゃないかなとそう思っています。使用料を上げるに当たっては、よく近隣の状況がどうかとおっしゃいますから、今近隣ではどういう状況なのか、これもあわせてわかれば教えてください。

次に、加入率の増加、改善を図る。供用開始区域でありながら、何で加入してくだはらしませんのかっていう話になるわけですから、それを何とか積極的に入っていただくことが必要じゃないかなと。

そして最後に、説明の途中で申しましたとおり、汚水処理原価の中で資本費っていうのがずっと膨らんでるんです、これがわずかずつですが。しかし、企業債残高、これは最近横ばい傾向ですが、資本費を抑える目的で考えられる手法とすれば、最初に提案しましたように下水道区域内外にかかわらず、その合併処理浄化槽の設置、これをもう少し積極的に拡大できないかなと思います。それには当然補助金の加算とかということも考えられるんでしょうけども、そういうことについてこういう考え方もあるけどどうですかということ。それで、一番今後の資本費、維持管理費を抑えるなら、さらに新規建設をペーstadownするとか、もうこの際凍結してしまうとか、工事をこれ以上やらないと、そういう考え方ができないのか。そして、計画面積ですが、これはこの企業団と約束したことですから大変なことやと思いますけども、結局この維持管理費は公共だけじゃなくってその流域関係の維持管理費もかなり大きくかぶさってくるのではないかなっていうことが予想されます。

それで、この際計画面積の見直しを図ればなということ、僕が思いつきでこの3つ、そして資本費についてはさらに3つ考えましたけども、それぞれについて村の考え、御意見を伺いたいと思います。

○井上議長 赤阪課長。

○赤阪施設整備課長 5点ほど質問があったかと思いますが、まず1点目の使用料でござ

いますが、まず近隣の市町村の状況であります、一般家庭の平均的な使用量、月20立米の使用料金でお答えさせていただきますと、近隣では河南町が1, 792円、太子町が2, 523円、富田林市が2, 339円、河内長野市が2, 289円、大阪狭山市が2, 181円、本村の場合2, 397円となります。本村より高いのが太子町のみであります。ちなみに、大阪府下で申しますと高いほうから16番目といった状況であります。担当課といたしましても、回収率を改善するためには使用料の値上げが必要不可欠であると考えますが、現在村では過疎からの脱却に向けた取り組みを始めた段階でもあり、当面は料金の見直しは困難な状況であると考えます。

次に、2点目の加入率の改善につきましては、既に整備済みの区域における未接続家庭について接続を促すためこれまでの広報紙などによるPRに加えまして、昨年度より一部地域において職員による訪問PRを行うとともに、未接続の理由など御協力いただける範囲において聞き取りも実施させていただいております。今後も広報紙、ホームページなどによるPRを行うとともに、家庭訪問によるPR活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、下水道計画区域への浄化槽設置補助、維持管理費補助の積極的な拡大についてでございますが、下水道計画区域において下水道整備が大幅におくれる、おおむね7年以上です、おくれる地域については生活環境の改善からも補助の対象といたしております。

続きまして、新規整備の考え方についてでございますが、議員お示しのとおり平成18年度以降ペースダウンを行っており、今後も同様に財政状況や地域のバランス等も見ながら整備を進めてまいりたいと考えております。

また、計画面積につきましても費用負担等も勘案しながら必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 要望しておきます。下水道事業は地域のインフラ基盤として重要であることは承知していますが、やっぱり一定の費用対効果、財政負担っていうことも考える必要があるのかな、そういう思いで質問しております。現実問題として回収率50%を切っている下水道事業は料金収入で賄っていない、まず第一に人口の減少がやっぱりきつということが一つ前提にあると思います。そして、地形的に、住居が広い範囲に点在していて1戸当たりの事業効率が非常に低い、これは水道も共通する課題です。ちなみに、下水道事業会計が特別会計になりました平成7年からこれまでの20年間に一般会計から19億

7,000万円繰り入れやってきました。そして、そのうち交付税算入額は直近で調べてもらいましたら約年間に4,000万円程度、だから8億円程度交付税算入されているんです。そうしますと残り約12億円程度が真水で一般会計から繰り入れしてきたことになる。これを加入人口で割ってみまして、それを例えば平成18年、一番加入率がいい3,900ですから約4,000、簡単にするなら4,000人としましたら、1人当たりこれまでの補助額は30万円になってます。さらにこれは毎年幾らかずつ積み上がっていくわけですね。ところが、一方平成9年から始めました浄化槽の村補助制度、これによって村が補助した金額が平成9年から26年までで4,370万円、そして設置基数は126基です。これを7人槽換算で882人としましたら、1人当たり補助額は5万円です。だから、費用対効果を考えたら、いかに下水道というのは高うついでるんかという話がある上で、汚水処理を行うについては先ほど最初に申しましたとおり、事業体経費、費用と効率の問題を考えたらやっぱりこれは見逃せない話かなと思っております。

先ほど事業面積、下水道事業組合と約束した面積が371ヘクタールで足かせがあるとはいうものの、事業主体としてやっぱりその辺のところも再検討して、そういった話ができないんかなってという思いがありまして、このまま計画どおりペースダウンをしたといえども残りの部分についても管路を延長していくことが本当に村の汚水処理事業として正しいやり方やったのか、手法として。だから、もしできることなら、これは非常に難しい話かもわかりませんが、認可面積371ヘクタールのうちまだ未着手の部分については、その範囲について管路を延長するほうがコストが安く済むのか、個別の浄化槽を設置をお願いしたほうが安うつくのか、そういったことも検討して、単純に考えりゃ30万円に対して5万円のできるっちゅう話であるとすれば、浄化槽のほうが安いのはわかってるわけですから、その辺のところも含めてこれは相手のある話ですけども、ぜひ一度、そういった面からも一度検討していただきたい。要望しておきます。

○井上議長 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 ただいま皆さんの御協力で9月議会が終わりました。平成26年度の決算を認定いただきました。現在村は27年度の予算にのっとり、新しい村づくりに努力している最中でございます。

先ほど議会の中で、既に私にとっては過去の話とっておりました合併について言及がございました。合併破綻以来、既に選挙がございまして、私は合併についてのみそぎは終わっていると考えて新たな村づくりに励んでいるところでございます。新庁舎建設、ビジ

ターセンターの設置は元気な村づくりの一里塚だと私は考えて今一生懸命張り切っております。

今、地方創生で全国市町村が官一極集中、あるいは人口の拡散に向け努力している最中でございます。村は人口減少をとめ、人口増に向かうには何が必要か、私は今一生懸命考えるところでございますが、従来の方法や考え方では恐らく新しい時代に対応できないと考えております。かなりドラスチックなイノベーションが必要だと考えております。確かに上勝町やあるいは長野県の川上村なんかは非常に素晴らしい成功をしておりますが、両方とも町長あるいは地域の人たちとお話ししたところ、私どもの村と全然地域の状況が違います。ということは、向こうさんの方法を取り入れたらうちの村ではできないというふうに私は考えておりますので、ぜひ、素晴らしい人口密集地の近くにある私どものような村が必ず元気を取り戻す、いわゆる新しい方法、ぜひ皆さんお考えいただきまして、御提案いただき、あるいは御援助をいただき、よりよい村づくりに励みたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたしまして私の御挨拶といたします。今回どうもありがとうございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成27年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                    井 上   昭 司

議 員                    清 井   浩

議 員                    田 中   博 治